みえ子どもスマイルレポート＜令和３年度（2021 年度）版＞

～「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況について～

令和３年（2021 年）６月

三　重　県

目　　次

はじめに
・・・　1

１　子ども条例に基づく施策の実施状況
・・・　3

２　「希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」に基づく施策の
実施状況
・・・　9

別表　令和２年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧
・・・ 57

はじめに

令和２(2020)年に国内で最初の新型コロナウイルス感染症の患者が発生して以降、感染症は私たちの生活に多大な影響をもたらしています。それは子どもたちにとっても例外でなく、休校や部活動の制限、文化祭・運動会や修学旅行の中止・規模縮小のほか、外出の自粛、親の在宅勤務の普及による家庭生活の変化等がもたらすストレスなどによる心身への影響が心配されます。

日本の出生数は令和元（2019）年の「86 万ショック」から令和２年はさらに減少するとともに、合計特殊出生率も低下し、少子化に歯止めがかかっていません。また、新型コロナウイルス感染症により出産環境や雇用情勢が悪化するなか、令和２年の妊娠届出数、婚姻数も減少していることから、令和３（2021）年以降も少子化が一層進行することが懸念されています。

新型コロナウイルス感染症は子どもや子育て、少子化に深刻な影響をもたらす一方で、家族で過ごす時間や男性の家事・育児時間が増えたという調査結果もあります。私たちは、コロナ後を見据えつつ、コロナ禍で新しい生活様式への対応が求められるなかにあっても、結婚、妊娠・出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていくことが必要です。

県では平成 23（2011）年４月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の３つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成 26（2014）年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけるとともに、条例の基本理念もふまえ、少子化対策計画をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」を策定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めてきたところです。また、令和元年度には、これまでの取組の成果と課題や子どもや子育てを取り巻く環境の変化をふまえ、「第二期希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」を策定しました。第二期プランでは、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て環境を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組を一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としています。

この「みえ子どもスマイルレポート」は、今後の施策へ反映するため、子ども条例第 15 条の規定および「希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」にかかる年次報告として、令和２年度の少子化対策や子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめたものです。

「三重県子ども条例」の構成

目的（第1条）

この条例は、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりについて、基本理念、県の責務、各主体の役割及び施策の基本となる事項を定めて総合的に推進し、これをもって、子どもの権利が尊重される社会の実現に寄与する

基本理念（第3条）

○子どもを権利の主体として尊重する　○子どもの最善の利益を尊重する　○子どもの力を信頼する

※ 各主体と連携・協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策を推進する
※ 各主体による子どもの育ちの支援が、効果的、継続的に展開されるように支援する

○県の責務（第4条）　**○施策の基本事項**（第11条）
○相談対応（第12条）

県の責務
- 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施
- 各主体が連携、協働して行う取組への支援

施策の基本事項
1. 子どもの権利について学ぶ機会の提供等
2. 子どもが意見表明する機会の設定等
3. 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
4. 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

子どもからの相談への対応
子どものための相談窓口を設置する

各主体の役割（第5条～第10条）

保護者
- 子どもを大切に育てること
- 子どもの主体的な育ちを支えること

学校関係者等
- 子どもの安全の確保
- 子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくり

事業者
- 子どもの育ちに配慮した雇用環境の整備
- 地域活動などをとおして子どもの育ちを支えること

県民及び子どもにかかわる団体
- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに関心を持ち、理解を深めることで子どもの育ちを見守り支えること

市町
- 子どもの育ちを支える施策の推進に努めること

連携及び協働
- 相互に連携し、協働すること

推進方策

広報及び啓発（第13条）　調　査（第14条）　年次報告（第15条）

１　子ども条例に基づく施策の実施状況

（１）条例に基づく令和２年度の取組

令和２年度は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、子どもの生活も、突然の休校や学校行事の中止、部活動の休止や大会の中止など、いろいろなことを体験する機会を失う等の大きな影響を受けました。

条例では、第 11 条から第 14 条において、県の施策の基本となる事項や、県が行う相談対応、広報と啓発、調査について定めており、これまで実施してきた以下の条例に基づく取組についても、多くが中止や縮小、あるいはこれまでと実施手法を変えることを余儀なくされました。

一方でインターネットを活用したオンラインによるｗｅｂ講座の開設や研修会の開催のように、アフターコロナの社会においても、参加者の利便性などから今後も続いていくと予測される手法が広がりました。

①第 11 条に基づく施策の基本となる事項の取組

条例第 11 条では、県の施策の基本となる４つの事項を第１号から第４号に定めています。各号の内容と子ども・福祉部を中心とした主な取組を次のとおり整理するとともに、各部局での取組を別表にまとめました。

＜１号：子どもの権利について学ぶ機会の提供等＞

子どもが、自身の権利について学び、侵害されたときに声をあげることは、子どもの権利を守ることにつながります。また、子どもの権利が守られるためには、子どもが権利を有する一人の独立した人格であるということを大人も理解することが必要です。

引き続き、子どもの権利について子どもも大人も学ぶことができるように進めていきます。

【令和２年度の主な取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部　少子化対策課）

「三重県子ども条例について」を、県民の希望に応じて集会などに出向いて説明する「みえ出前トーク」のテーマの一つに設定しています。令和２年度には「子どもの権利条例」の制定を検討している県内の市議会から依頼をいただき、当議会の委員会においてオンラインによるトークを行いました。今後、県内の多くの市町で子どもの権利について定めた条例が制定され、子どもの権利の尊重につながることが期待されます。

◎「子どもの権利ノート」の配付（子ども・福祉部　子育て支援課）

児童養護施設に入所することになった子どもは、どんな生活を送ることになるのか、自分の意見を言ってもいいのか、いじめや体罰はないのかなど、施設での生活に不安を抱いています。

そこで、新しく児童養護施設に入所する子どもに対して、施設での生活がどのよう

なものかを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付しました。このノートでは施設での生活や決まり、自分の持つ権利について記載されているほか、話し合ったこと、相談したことが書き加えられるようになっています。（令和２年度の配付人数　82 人）

また、施設での生活で権利侵害等があったときに、自由に意見が言えるようにするために「子どもの権利擁護手紙」を配付しています。

＜２号：子どもが意見表明する機会の設定等＞

子どもが持っているさまざまな思いや意見を表すこと、表した思いなどが尊重されることは子どもの大切な権利です。意見表明の機会を積極的に設けることで、子どもの社会参加が促されることにつながります。

引き続き、子どもが意見を表明する機会を設定するとともに、表明された意見を尊重し、県の事業に反映するように進めていきます。

【令和２年度の主な取組】

◎児童相談所におけるアドボカシー（子ども・福祉部　子育て支援課）

平成 30 年度から、児童相談所職員を対象にアドボカシー※の研修を進めており、一時保護所においてはアドボカシーの考え方を取り入れて子どもとの面談を行っています。また、令和元年度からは児童養護施設等職員を研修対象に加えるとともに、里親研修にアドボカシーに関する内容を加えて研修しています。

令和２年度からは、県内関係者にアドボカシーの考え方が広がり、地域においてアドボカシーの取組が進むよう、市町職員等を対象に研修を実施しています。

※アドボカシー：子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること。

◎キッズ・モニターアンケートの実施（子ども・福祉部　子ども・福祉総務課）

県のさまざまな施策について、子どもの意見を集めるために、平成 21 年度からインターネットを使ってアンケートに答えていただく「キッズ・モニター」を募集・登録しています。令和３年３月末現在で、県内に在住または在学している小学校４年生から高校３年生までの方 558 名に登録いただいています。

令和２年度には「子どもの権利とみえこどもの城について」「障がいと手話について」など多岐にわたる７つの項目についてアンケートに答えていただき、施策実施にあたっての参考としています。子ども条例に関する設問については、残念ながら２年続けて認知度が 30%台という結果になりました。

◎みえの地物が一番！　朝食メニューコンクール（教育委員会事務局　保健体育課）

「早寝・早起き・朝ごはん」や十分な睡眠時間の確保などの規則正しい生活は、子どもの健やかな成長に欠かすことのできないものです。しかし、ゲームやＳＮＳに夢中になるなどして就寝が遅れ、早起きができずに朝食抜きになるなど生活リズムが乱れがちとなる子どももいます。

そこで、子どもたち自身が朝食のメニューを考え、自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けることをねらいに「みえの地物が一番！　朝食メニューコンクール」を実施しました。小学生の部（対象５、６年生）では 934 作品、中学生の部では 3,342 作品の応募がありました。

＜３号：子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援＞

子どもが自ら考える力や、思いや夢を実現していく力を身につけ、その力を発揮して成長していくことは、子どもの「育つ権利」を実現することにつながります。

引き続き、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援していきます。

なお、感染対策に留意しながら取組手法を検討しつつ進めます。

【令和２年度の主な取組】

◎みえの子ども『夢◇宣◇言』プロジェクト（子ども・福祉部　少子化対策課）

厳しい社会情勢の中でも、子どもには希望を持って未来を見つめてもらいたい、コロナ禍であっても可能な範囲でできる限りのことをやる、そういう姿勢を大人が見せる必要がある、という「みえ次世代育成応援ネットワーク」の声により、これまで行っていた『夢☆実☆現』の取組を中止し、感染リスクを避けつつ実施可能なものとして、子どもの将来の夢やいま取り組みたいことなどを宣言する動画を募集することとしました。プロジェクトには、多くの会員から協賛をいただいており、令和３年５月末まで動画を募集し、県ホームページにて公開する予定です。

◎高校生フェスティバル（教育委員会事務局　高校教育課）

高校生約 1,400 人、一般来場者約 2,000 人が参加し、日ごろの学習や文化活動の成果を発表する「高校生フェスティバル」を実施しました。この中では吹奏楽等の舞台発表や写真、書道、美術・工芸、特別支援学校の生徒作品の展示を行う「みえ高文祭」、専門学科、総合学科、特別支援学校に学ぶ生徒の作品の展示を行う「三重県立高等学校産業教育フェア」、定時制・通信制に学ぶ生徒の代表が生活体験を発表する「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」などを行いました。

例年会場としている三重県総合文化センターに加え、子どもの学びや活動の成果を少しでも多くの方にご覧いただけるよう一部のイベントをショッピングセンターで開催し、また、総合文化センターでの発表の様子などをリモートで参加高等学校へ中継するなどしました。

＜４号：子どもの育ちを支える人材育成、環境整備＞

地域の中で子どもの育ちを支える人材の育成を行うこと、地域において子どもの育ちを支える活動が促進されるよう環境整備を行うことが必要です。

引き続き、人材育成や子どもに関わる団体等の活動を促進していきます。

なお、感染対策に留意しながら取組手法を検討しつつ進めます。

また、条例第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置することを規定しており、各部局において多くの相談窓口を設けて子どもの悩みなどに対応しています。

これらの取組については、子どもの育ちを支える環境整備として、条例第 11 条第４号に含めて整理しています。

【令和２年度の主な取組】

◎みえ次世代育成応援ネットワークと連携した活動（子ども･福祉部　少子化対策課）

これまで実施してきた「子ども応援！わくわくフェスタ」は、やむを得ず中止し、年度の後半からは「みえ次世代育成応援ネットワーク」の各会員の持つリソースの紹介や会員相互の支援につなげる仕組みづくり「マッチングプロジェクト」の検討を行いました。この仕組みにより、ネットワーク会員企業・団体等が子育て支援に主体的に関わる機会を創出し、多くの県民、企業・団体等との連携や協働が進むことで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を推進していきます。

◎家庭教育応援Ｗｅｂ講座「みっぷる広場」の開設（子ども・福祉部　少子化対策課）

突然の休校や在宅ワークの普及などにより、子どもも保護者も家庭で過ごす時間が長くなりましたが、その時間により家族の絆が強まったという家庭がある一方、どのように過ごして良いのかわからず、不安やイライラを抱えるようになった家族もあります。

そこで、コロナ禍における子育てのヒントになるよう、教育分野で活躍している 12 人の方を講師としてコラムを執筆していただき、Ｗｅｂで公開しました。場所や時間を選ばずに、気軽に子育てや家庭教育のヒントが得られることから、今後もこの講座を充実させていきます。

②第 12 条に基づく子どもからの相談への対応の取組

条例第 12 条では、県が子どものための相談窓口を設置し、関係機関と連携して対応することを定めており、この規定に基づいて「こどもほっとダイヤル」（電話相談窓口）を設置しています。

この窓口は、虐待・いじめ等から子どもを守る役割を果たすだけでなく、悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子ども自身で解決に向かうよう支える役割があります。

そのほか、県教育委員会ではいじめを対象にした「いじめ相談電話」やＳＮＳを活用した相談、体罰に関する電話相談、教育相談などを、県警察本部では「少年相談 110 番」を設置しており、定期的に関係機関が集まる連絡会議を開催するなどして連携を図っています。

【令和２年度の取組】

◎子ども専用相談電話の運営（子ども・福祉部　少子化対策課）

子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で解決していくことができるように支えました。

令和２年度は、突然の休校や活動の自粛により、友人と会うことができなくなって戸惑う声や学習の進捗に不安を抱く声が寄せられました。

寄せられた悩みの背景には、子どもへの権利侵害があると推察できるものも多くあり、虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

・フリーダイヤル
・相談時間：年末年始を除く毎日 13：00～21：00
・相談件数：1,256 件（令和２年４月１日～令和３年３月 31 日）

③第 13 条に基づく県民の関心および理解の向上や県民の活動促進のための広報および啓発の取組

条例第 13 条では、子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するために必要な広報および啓発を行うことを定めています。

e-モニターアンケートの結果では、子ども条例について「名前も内容も知っている」「名前だけは知っている」と回答した方は 47.2%でした。引き続き理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

令和３年度には条例の施行から 10 年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためてこの条例の普及に取り組みます。

【令和２年度の取組】

◎「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施（子ども・福祉部　少子化対策課）【再掲（第 11 条第１号の取組）】

④第 14 条に基づく子どもの生活実態や意識に関する調査・公表の取組

条例第 14 条では、子どもの生活に関する意識、実態等について必要な調査を行うとともに、県の施策の実施状況について評価し、報告をまとめ、その結果を公表することを定めています。まとめた報告は施策への反映に努めることとしており、こうした一連の事務を通じて、より子どもの実態に沿った、必要な施策となるようブラッシュアップしていくこととしています。

子ども・福祉部では、数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しています。直近では平成 30 年度に、小学５年生、中学２年生、高校２年生と、小学生、中学生の保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を「みえの子ども白書 2019」としてまとめました。

また、令和元年度には、第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施しており、これら子ども・福祉部で実施している調査のほか、毎年度実施している「みえ県民意識調査」の結果なども加えて、子どもの生活実態や意識の把握を行っているところです。

令和元年度には、これらの調査結果をふまえたうえで「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像と位置づけた「第二期希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」を策定し、令和２年度以降は同プランに沿った取組を進めています。

（２）令和３年度の取組

令和３年度には、「三重県子ども条例」の施行から 10 年となります。これを一つの契機ととらえ、次の取組を実施します。

①デジタル技術を活用した子ども条例 10th anniversary 事業

これまであまり取り組んでこなかった小学校・幼稚園・保育所等の子どもたちを主たる対象とした取組を進めます。

はじめに小学校高学年の子どもを対象に、子どもが自身の権利について学ぶことができるワークシートを県教育委員会と連携して作成し、各学校に配付のうえ授業などでの活用を呼びかけます。

このワークシートは、子どもが自分の権利について考え、グループで意見交換した内容を記載できるようにしてあり、記載されたものを後日回収します。

記載された子どもの思いなどを把握のうえ、それらを反映した、子どもの権利についてわかりやすく学ぶことができるデジタルコンテンツ（権利について感覚的に理解できるように、例えばストーリイ仕立てにした絵本のようなもの）を作成します。

それらのデジタルコンテンツを小学校の低学年や幼稚園、保育所等へ配付し、活用することで年齢の低い子どもについても自身の権利について学ぶ機会を提供します。

②県民（住民、企業、団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出

「みえ次世代育成応援ネットワーク」において、子どもの育ちや子育て家庭を応援しようとする会員企業や団体の活動を、相互に支援できるようなマッチングの仕組みの構築に向けて検討を進めています。例えば、子どもの社会体験の機会を創りたい団体と、その機会を提供することができる企業をマッチングし、団体にとっては活動の充実に、企業にとっては広報効果などにより、関わった双方がメリットを受けるような仕組みとします。

コロナ禍により、子どもがさまざまなことを体験する機会、家族以外の人と触れ合う機会が減っています。この仕組みを構築することにより、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出するとともに、子どもの体験の機会の創出にもつなげます。

また、子どもの居場所の創出や課題解決に協力いただける方を発掘し、登録する取組も併せて進めていきます。

２「希望がかなうみえ　子どもスマイルプラン」に基づく施策の実施状況

県では、三重県子ども条例の基本理念もふまえ、平成 26 年度に少子化対策、子ども・子育て施策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（第一期プラン）（平成 27 年度～令和元年度）を策定しました。令和元年度には、第一期プランに引き続き「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざすべき社会像とし、基本的な考え方として、課題解決のためにさまざまな主体と「協創」し、その「協創」をより進めるために、「縁を育む、縁で支える」（「孤立」「孤独」にさせない）という視点を各取組の方向性として取り入れるとした「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（計画期間：令和２年度～６年度）を策定しました。第二期プランでは、２つの総合目標と 11 の重点的な取組に数値目標を設定し、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議との連携も図りながら、少子化対策を進めるための機運の醸成を図るとともに、基本的な考え方のもと、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに切れ目のない取組を進めているところです。

（１）ライフステージごとの主な取組状況と今後の取組方向

子ども・思春期

思春期世代の子どもやその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶ「思春期保健指導セミナー」を開催したほか、コロナ禍で増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、ＳＮＳ相談窓口を開設しました。今後も、思春期の性の悩みや予期しない妊娠、妊婦健診未受診などで妊娠等に悩みを抱える若年層を支援するため、相談体制を強化する必要があります。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」に基づき、関係機関と連携して教育の支援、生活の支援などに総合的に取り組むとともに、子どもの貧困対策に取り組む団体等の支援を行いました。引き続き、具体的な取組を着実に推進していくため、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化していく必要があります。

児童相談所の対応力の強化のため、県内全ての児童相談所でＡＩを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始したほか、児童相談所の体制の見直し等を行いました。児童虐待相談対応件数が増加する中、専門職の増員など、一層の対応力強化を進める必要があります。また、社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、「子ども家庭総合支援拠点」の設置や要保護児童対策地域協議会の運営を支援するため、市町へアドバイザーを派遣しました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に２カ所設置し、里親交流会等の実施により、里親家庭の支援や新規登録に向けた普及啓発を行いました。引き続き、里親委託の推進等に向け、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するとともに、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会の創出につながる取組の実施に向けた検討をしました。また、「三重県子ども条例」の基本理念の一つである「子どもを権利の主体として尊重すること」をふまえ、子どもからの相談を受け付ける「こどもほっとダイヤル」に取り組んだほか、コロナ禍においてもＷｅｂ上

で子育てのヒントを学ぶことができるよう、「家庭教育応援Ｗｅｂ講座」を開設しました。今後は、県民（住民、企業・団体）が主体的に子育て支援活動に関わる機会創出の具体化や、子ども自身が子どもの権利について学び、意見を表明する機会をつくることが必要です。

「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止に取り組むために、各事業者や団体、個人がいじめの防止に向けて主体的に活動する三重県いじめ防止応援サポーターの登録（484 事業所・団体・個人）を進めました。４月のいじめ防止強化月間は新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中のため十分な活動ができませんでしたが、11 月には各学校で「いじめを許さない」という意思を示すピンクシャツ運動や、児童生徒がいじめ防止について考え話し合う活動を進めるなど、いじめ防止に向けた機運を高める取組を行いました。今後、地域の中で子どもたちと日常的に関わる団体等を訪問し、サポーターへの登録を促します。

有害情報の氾濫やインターネット上でのトラブルの増加をふまえ、学校等へ赴き出張講座を実施するなど、子どものスマートフォンやインターネットの適正利用の啓発に取り組みました。今後も関係機関と連携し、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から社会全体で子どもを保護し、健全な育成を図る必要があります。

若者／結婚

県内企業への就職を促進するため、三重労働局等の関係機関と連携しながら、おしごと広場みえにおいてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供したほか、合同企業説明会を開催しました。また、新たな県外大学との就職支援協定締結を進めたほか、締結大学と県内企業との意見交換会を初めて開催しました。

学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、「みえの企業まるわかりＮＡＶＩ」（ウェブサイト）による情報発信を進めるとともに、県内企業のインターンシップを促進するため、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の運営を開始しました。

離職者や転職希望者等の県内への就職・定着を進めるため、県内企業の求人情報が検索・参照できる「『みえ』の仕事マッチングサイト」の活用を図るとともに、オンラインによる就職・転職セミナーや、職場見学など、多様な支援メニューを準備しました。

就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期無業状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組むとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。

引き続き、これらの取組を充実させ、県内企業の認知度向上や就職促進につなげるとともに、若者や不本意非正規雇用者等が安定した経済基盤を確立できるよう支援していくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いに関するイベントが自粛される中、「みえ出逢いサポートセンター」において、結婚を希望する方への丁寧な相談対応を継続するとともに、市町における出張相談会の開催や、新たな生活様式に応じた出会いイベント開催の支援等に取り組みました。コロナ禍においても、結婚を望む方に対して、安全で信頼度が高い出会いの場を提供するため、市町や企業、団体等が行う「新たな日常」に応じた出会いイベントの開催等を支援するとともに、これらの団体等が連携した取組を促進し、より広域的な出会いの場の確保と情報提供を進めます。

妊娠・出産

これまでの特定不妊治療費等の助成に加え、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、不妊治療の継続が難しくなった方への治療費助成を行うなど経済的支援を実施するとともに、不妊専門相談センターの相談時間を延長して精神的な支援を拡充しました。今後も不妊に悩む方が孤立することがないよう、より当事者目線での寄り添った支援が必要です。

不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、企業の人事担当者等を対象に講演会やセミナーを開催し、治療への理解促進や企業の取組事例の紹介などを行いました。また、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催しました。今後も職場における不妊治療への理解を深め、治療を受けやすい環境づくりを推進する必要があります。

「出産・育児まるっとサポートみえ(三重県版ネウボラ）」の取組として、産後ケア事業や産前・産後サポート事業に従事する保健師等専門職を対象とした研修会や母子保健コーディネーターの育成を行いました。また、新型コロナウイルスに感染した妊婦に対し、退院後、自身や新生児の健康、出産後の育児への不安などを相談できるよう、助産師や保健師等の訪問による専門的な相談支援を行いました。今後も産後ケア事業等に取り組み、妊産婦に寄り添った支援を行う必要があります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用に対する支援を行うとともに、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000)」による電話相談を実施しました。周産期死亡率のさらなる改善に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。

子育て

待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談や新任保育士の就業継続支援研修、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付を行いました。あわせて、保育所等が働きやすい職場となるよう、Ｗｅｂサイトにおける求人情報や職場改善に取り組む保育所の紹介などの情報発信、働き方改革コーディネーターのモデル保育所への派遣等を行いました。

さらに、保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修や、病児・病後児保育の施設整備や運営の支援を行いました。今後も、保育人材の確保等を通じて、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。また、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。

「新しい生活様式における父親の子育ての工夫等」をテーマにした写真等の募集・表彰や、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとした、ＮＥＸＴ親世代である高校生と知事とのトークの新たな実施など、男性の育児参画の推進に取り組みました。また、「とるだけ育休」など、男性の育児参画における課題に対応するため、民間企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたオンラインワークショップを試行しました。引き続き、男性の育児参画の推進に向けた気運醸成を行うとともに、男性の育児参画の「質の向上」を図る必要があります。

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的

ケア児・者コーディネーターを養成するとともに、各支援ネットワークにおけるスーパーバイズ機能の推進等の多職種連携・人材育成に取り組みました。引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿整備に取り組む必要があります。

「第四期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、三重県母子・父子福祉センターを中心にひとり親家庭の親への就業支援を行うとともに、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境の整備や子どもの学習支援を行う市町への補助を行いました。ひとり親家庭の自立に向けた支援や、身近な地域で学習支援が受けられるよう働きかけるなど、取組を進めていく必要があります。

発達障がいのある子どもへの地域における支援体制を強化するため、県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域の小児科医等を対象に連続講座を開催しました。また、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによる「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を進め、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。さらに、途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「ＣＬＭ（Check List in Mie）と個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入推進に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級による指導を担当する、経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

働き方

誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めました。また、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、導入を検討している県内中小企業に対し、アドバイザーの派遣を行いました。今後も県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種等を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。

環境の整備等

通学路等の安全確保のため、学校安全アドバイザーによる通学路等の安全点検や登下校の安全対策に係る学校への助言を実施しました。また、拠点校の高校において、地域の小中学生が交通安全や防犯について自ら考え、学ぶことができる教材を作成しました。今後は、学校、保護者（ＰＴＡ）、地域住民、警察等、地域による学校安全推進体制の構築に向

け、市町教育委員会と連携し、学校安全ボランティアの中心となるスクールガード・リーダーを核とした取組を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対応するため、相談員の増員や相談日の拡充など、「みえ外国人相談サポートセンター（ＭｉｅＣｏ）」の相談体制を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供しました。引き続き、相談体制の充実や適切な情報提供に努める必要があります。

外国人児童生徒の就学を促進するため、就学状況を把握するとともに、ポルトガル語、スペイン語など７カ国語に対応した就学パンフレットの作成・配付を行いました。夜間中学等の就学機会確保のあり方を検討する委員会を設置のうえ、学びの場に関するニーズ調査を実施し、今後の方向性をとりまとめました。

外国人児童生徒巡回相談員を各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行うとともに、令和２年度から新たに翻訳等を担う外国人児童生徒巡回支援員の配置や、児童生徒がオンラインで日本語教育の授業を受けられるよう取組を進めました。高校においては、外国人生徒支援専門員を新型コロナウイルス感染症対策として２名増員のうえ拠点校に配置し、外国人生徒や保護者へ学習支援や進路相談などの支援を行いました。また、外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施するとともに、就職アドバイザーが求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。

（２）重点的な取組の進展度

11 の重点的な取組の進展度について、重点目標の達成度合いや取組実績等により総合的に４段階で判断したところ、（進んだ）と評価した取組は５項目、（ある程度進んだ）は４項目で、（あまり進まなかった）と評価した取組は「子どもの貧困対策」「幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援」の２項目でした。なお、（進まなかった）は該当ありませんでした。

重点的な取組	進展度
	R2
子どもの貧困対策	（あまり進まなかった）
児童虐待の防止	（進んだ）
社会的養育の推進	（ある程度進んだ）
若者等の雇用対策	（ある程度進んだ）
不妊に悩む家族への支援	（ある程度進んだ）
切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	（進んだ）
周産期医療体制の充実	（進んだ）
幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援	（あまり進まなかった）
男性の育児参画の推進	（ある程度進んだ）
発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援	（進んだ）
仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進	（進んだ）

※重点的な取組の進展度の判断基準

区　分	重点目標の達成率（達成状況）
進んだ	100%（1.00）
ある程度進んだ	85%以上100%未満（0.85以上1.00未満）
あまり進まなかった	70%以上85%未満（0.7以上0.85未満）
進まなかった	70%未満（0.7未満）

重点目標の達成率（重点目標が複数ある場合は単純平均）の結果により、４段階に区分したうえで、モニタリング指標の動向や取組実績等の情報をもとに、総合的に進展度を判断します。

（３）総合目標

総合目標	現状値	２年度実績	３年度実績	４年度実績	５年度実績	目標値
合計特殊出生率	1.47 （R 元年）	1.45 （概数） （R2 年）				1.8 台 （2020 年代半ば）
「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っている」と感じる県民の割合	51.2% （R 元年度）	56.2%				63.5% （令和６年度）

①合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率は 1.45（令和２（2020）年）で、前年より 0.02 ポイント減少しました。全国は 1.34 で、本県の合計特殊出生率は全国より高いものの、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の目標である 1.8 台（県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」）とはかい離があります。

近年の婚姻率の低下、雇用情勢、子育て環境など、個々人を取り巻くさまざまな要因に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられることから、引き続き、出会いの支援、若者の県内定着や雇用環境の改善、子育てしやすい環境づくり、妊娠・出産の支援など、幅広い視点からの少子化対策をさまざまな主体と協創しながら進めていく必要があります。

図表１　合計特殊出生率の推移【人口動態統計】

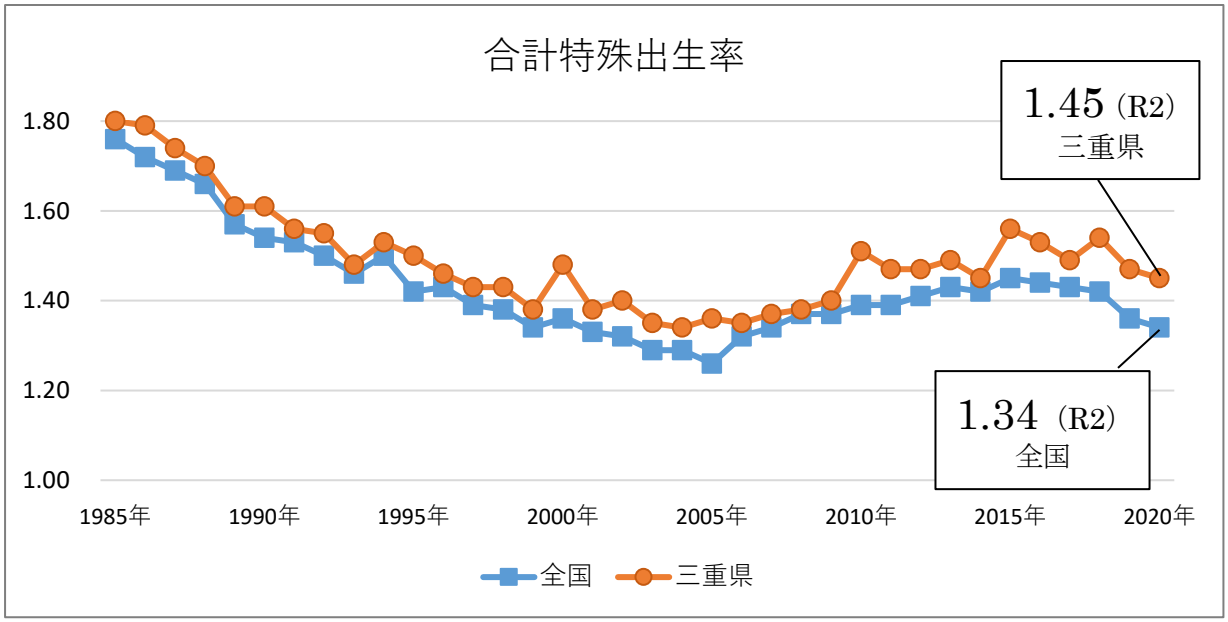

※2020 年は概数

出生率の変化は、結婚行動の変化と結婚後の出産行動の変化という２つの要因が大きいと言われています。

以下では、国等のデータに加えて、県が実施した「みえ県民意識調査」の結果等を用いながら考察を行います。

○結婚についての意識や行動

三重県の 50 歳時未婚割合は、男女とも全国より低い水準であるものの上昇傾向にあります。平成 27（2015）年において、男性で約５人に１人、女性で約 10 人に１人が未婚となっています。

図表２　50 歳時未婚割合の推移【国勢調査】

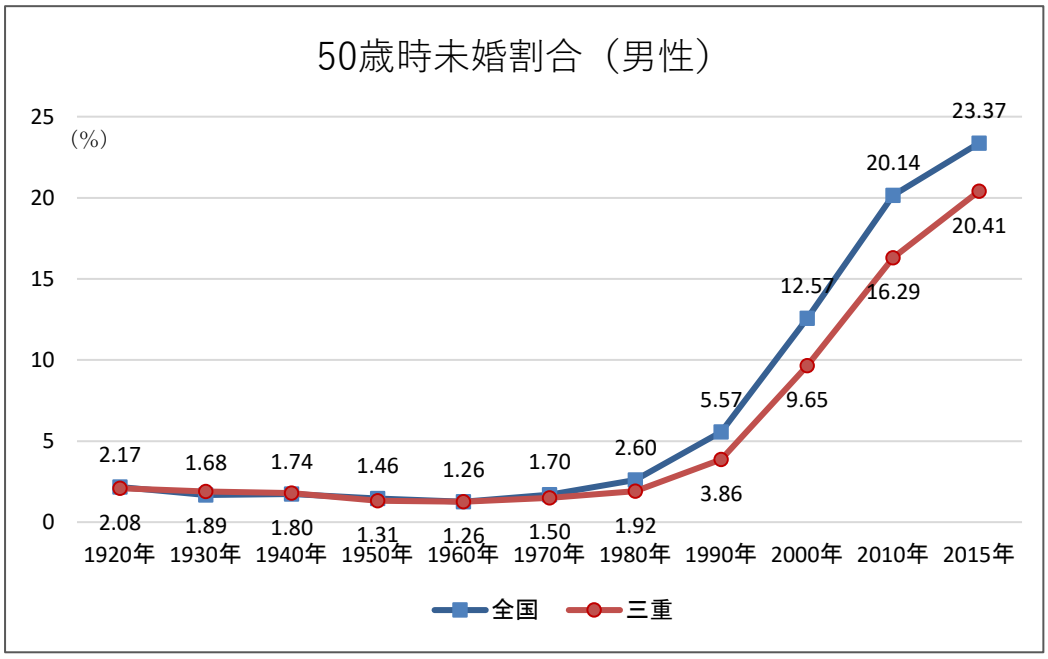

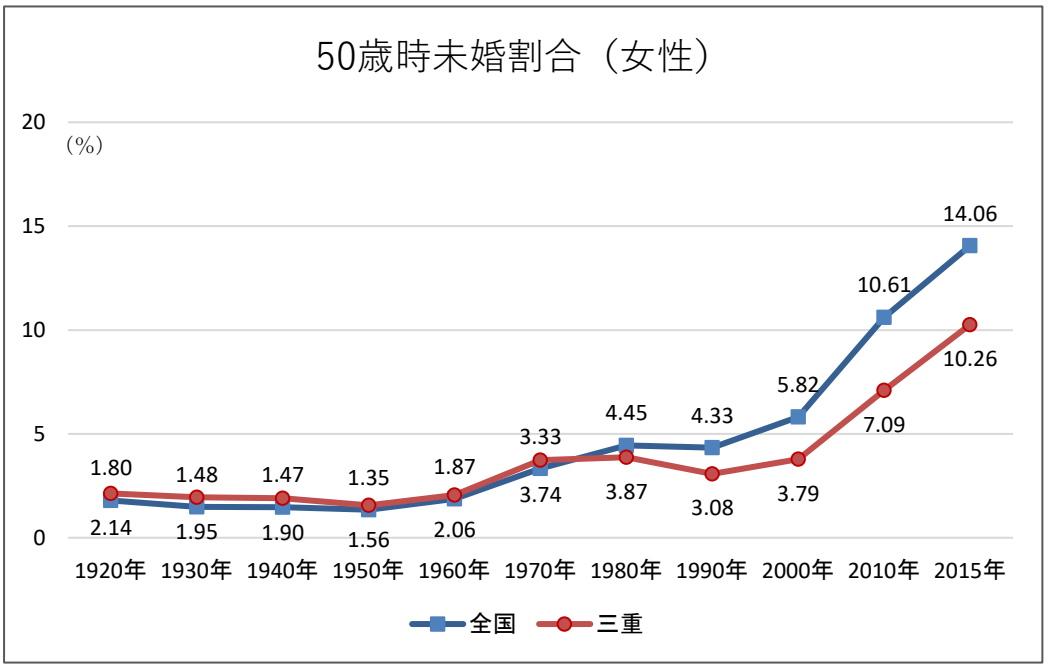

晩婚化の指標である平均初婚年齢は過去 30 年以上にわたり上昇し、ここ数年は男女とも高止まり状態となっています。三重県が実施した「結婚、出産、子育て、働き方に関する意識調査」（平成 29 年度）では、理想の結婚年齢は平均で男性が 29.3 歳、女性が 27.4 歳であり、令和２（2020）年の平均初婚年齢とは男性で 1.3 歳、女性で 1.6 歳の差があり、理想との間でギャップが生じています。

図表３　平均初婚年齢の推移【人口動態統計】

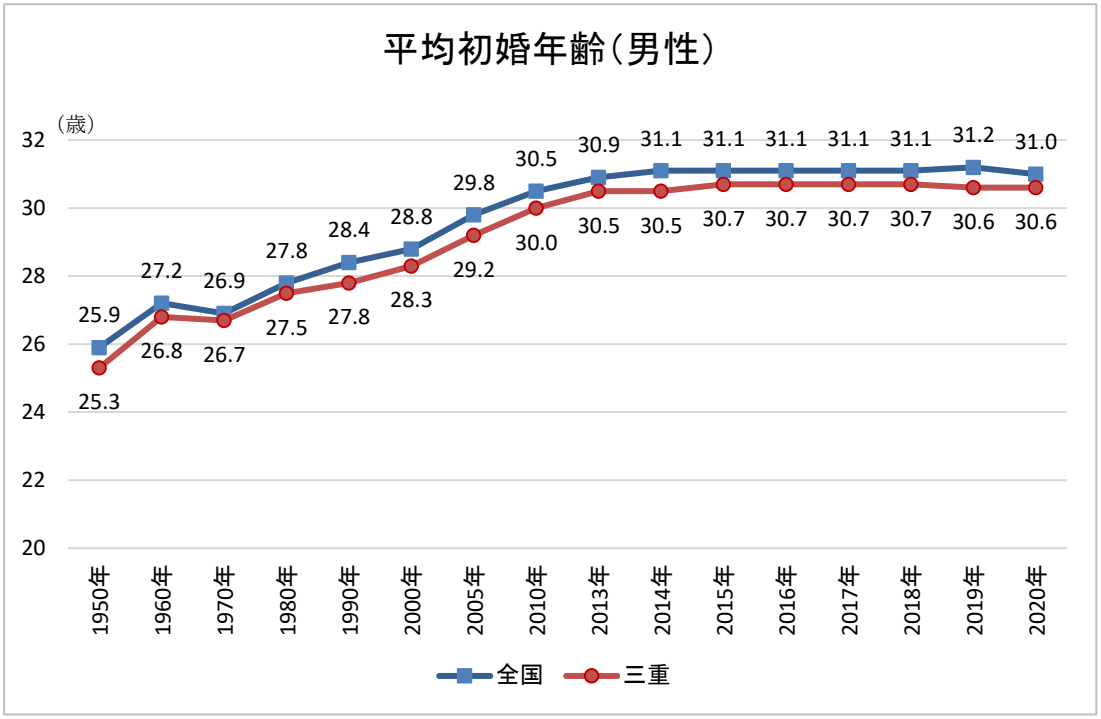

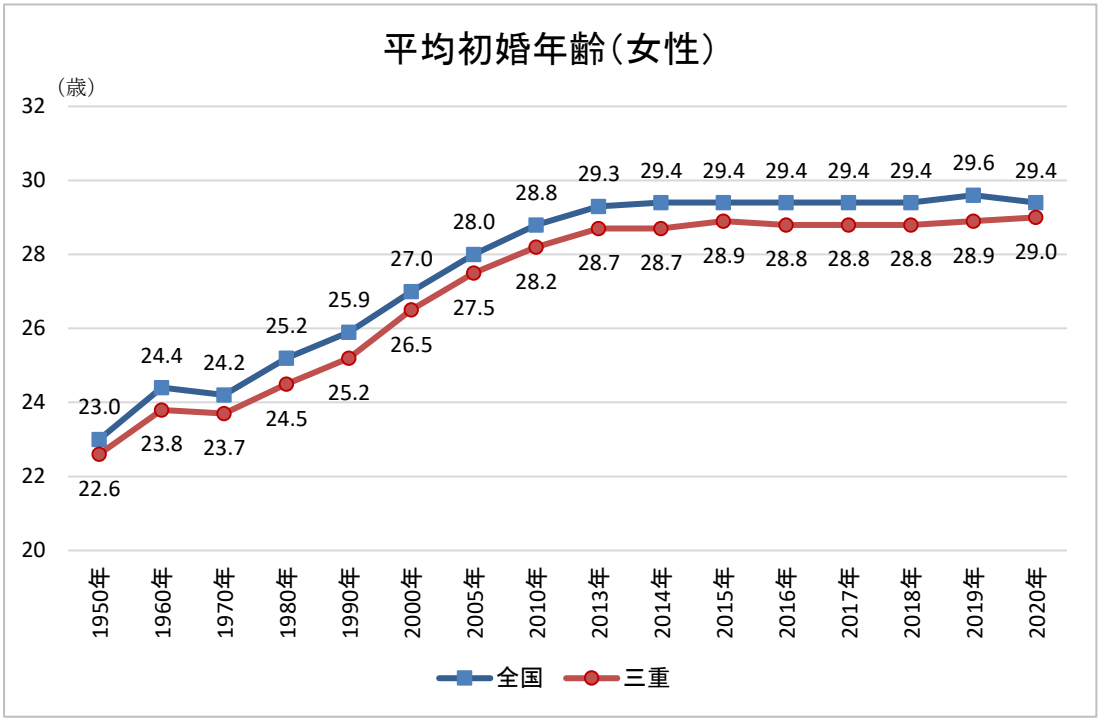

※2020 年は概数

令和２（2020）年の婚姻数（速報）は、全国、三重県とも前年（令和元（2019）年）より減少しており、三重県は前年比 88.0%となっています。新型コロナウイルス感染症による出会いの機会の減少や雇用環境、経済状況の悪化などの影響も考えられますが、令和元年において改元を契機とした「令和婚」の影響も大きいと考えられ、現時点では感染症がどの程度影響したかは分かりません。

父母が結婚生活に入ってから４年間での第１子出生が 80%以上という調査結果もあり、婚姻数の減少は、令和３年以降の出生数の減少にもつながる可能性があります。

図表４　三重県の婚姻数（速報）【人口動態統計】

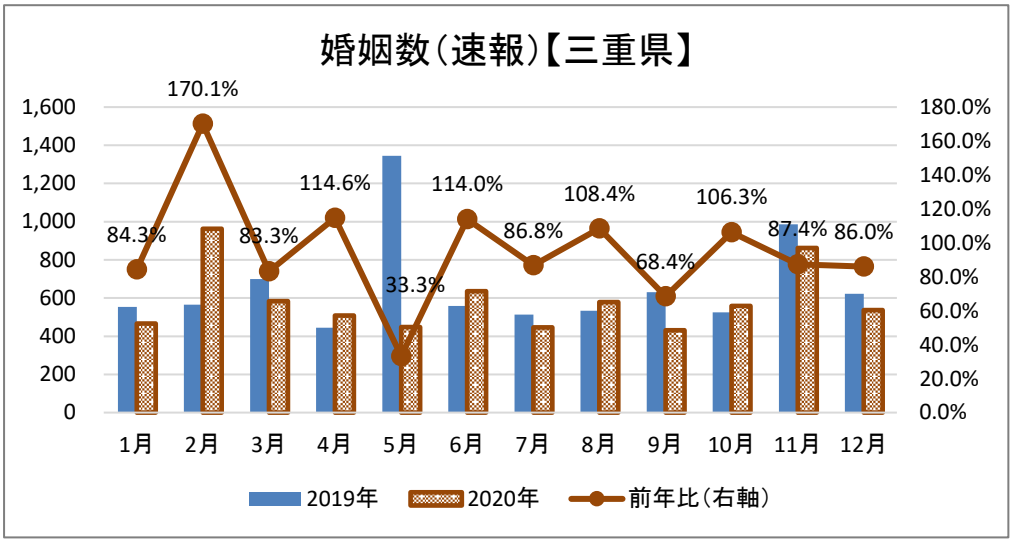

また、第 10 回みえ県民意識調査（令和２（2020）年度）によると、20 歳代～40 歳代の未婚者における結婚に対する考えは、いずれの年代においても令和元（2019）年度より減少しています。

新型コロナウイルスの影響により、出会い支援団体や市町等が開催する出会いイベント等が自粛され、出会いの機会が減少したこと、経済状況の悪化による収入や雇用の不安が広がったことなども、今回の意識調査結果（「いずれ結婚するつもり」回答割合の低下）に反映されたことが考えられます。

図表５　未婚者における年代別「いずれ結婚するつもり」の回答者の割合【みえ県民意識調査】

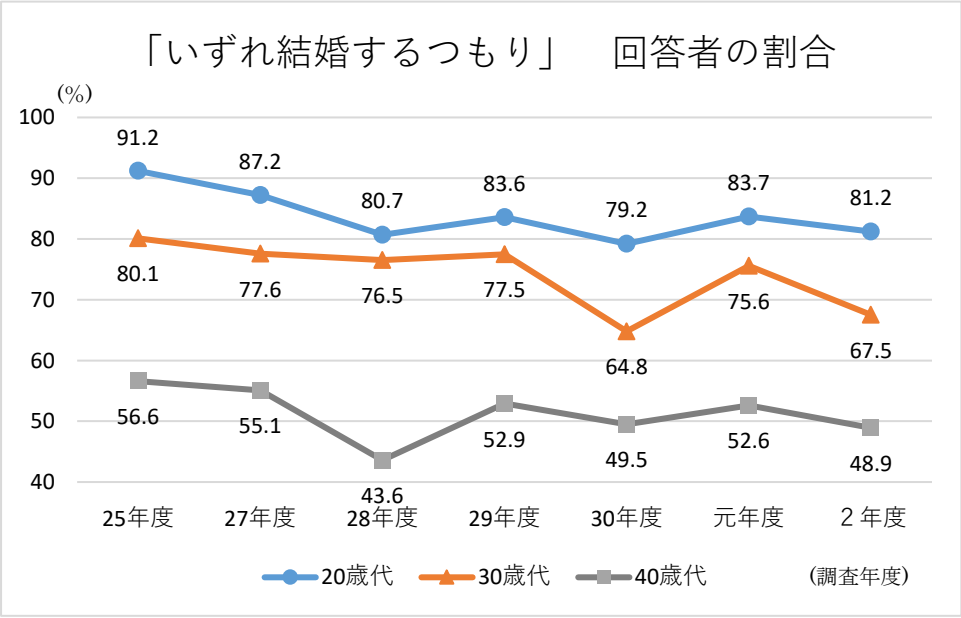

※設問「今後の人生を通して考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。『１　いずれ結婚するつもり』『２　結婚するつもりはない』」の回答割合。

平成 29 年度～令和２年度調査においては、20 歳代の割合は 18～19 歳の回答を含みます。

平成 26 年度調査においては、同調査項目はありません。

○結婚後に子どもを持つことについて

日本では婚姻関係にある夫婦から生まれた子（嫡出子）の割合が高く、非嫡出子（婚外子）の割合は数%です。（非嫡出子の割合：令和元（2019）年　2.3%（人口動態統計））

有配偶者の出生状況について、夫婦の完結出生児数（全国）を見ると、1970 年代～2002 年まで 2.2 人前後で安定的に推移していましたが、2010 年には２人を切り、直近の 2015 年には過去最低である 1.94 人になっています。

図表６　夫婦の完結出生児数【全国】【第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）（2015 年）】

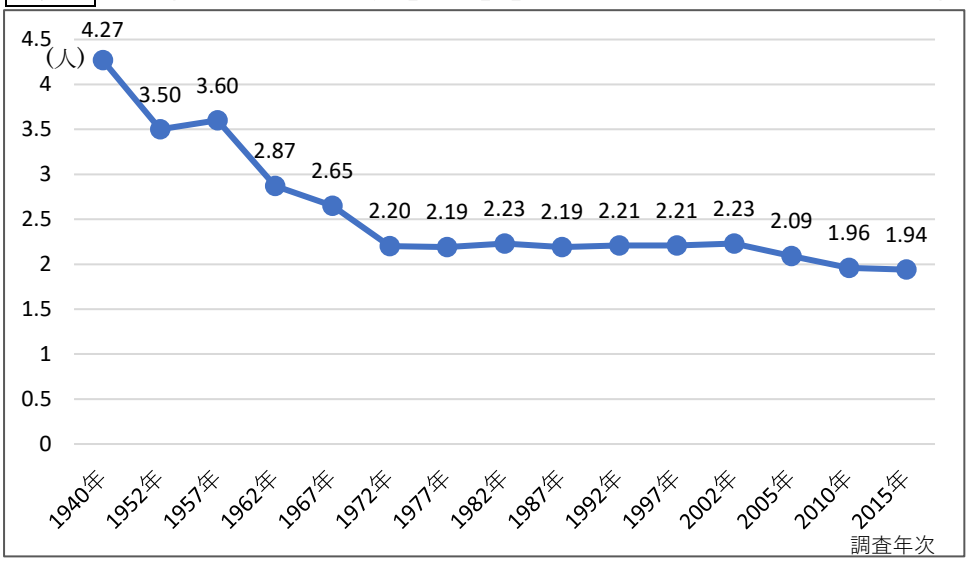

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015 年）
※対象は結婚持続期間 15～19 年の初婚どうしの夫婦（出生子供数不詳を除く）。各調査の年は調査を実施した年です。

これまでの「みえ県民意識調査」を見ると、有配偶者の理想の子どもの数は 2.5 人に対して、調査時点における有配偶者の子どもの数は 2.0 人前後であり、理想と実際の子どもの数にはギャップがあります。

図表７　有配偶者における理想の子どもの数、子どもの数【みえ県民意識調査】

調査年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
理想の子どもの数（平均人数）	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
子どもの数（平均人数）	1.9	2.0	2.0	2.0	1.8（18 歳未満）	1.8（18 歳未満）
					2.1（18 歳以上）	2.0（18 歳以上）

第 10 回調査（令和２年度）において、実際の子どもの数が理想の数より少ない理由として有配偶者が挙げたものは、回答の上位から、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（81.6%）、「仕事と子育てを両立できる職場環境ではないから」（58.4%）、「子どもを育てる環境（保育所、学校など）が整っていないから」（27.0%）、「ほしいけれどもできないから」（21.5%）となっています。上位項目は過去から変わっていませんが、「子どもを育てる環境（保育所、学校など）が整っていないから」は前回調査（令和元年度）より 5.4%減少しており、県が市町とともに取り組んできた保育環境の整備等が結果に表れてきていることが考えられます。

三重県の合計特殊出生率の女性年齢（５歳階級）別の変化（令和元（2019）年と平成22（2010）年の比較）を見ると、令和元年の合計特殊出生率（1.47）より９年前の平成22年の合計特殊出生率（1.51）の方が高いが、女性年齢（５歳階級）別の合計特殊出生率の増減について、30歳以降では令和元年の方が高くなっており、晩産化していることが見てとれます。

図表８　女性年齢（５歳階級）別にみた合計特殊出生率の増減（令和元年－平成22年）
【人口動態統計等により県が作成】

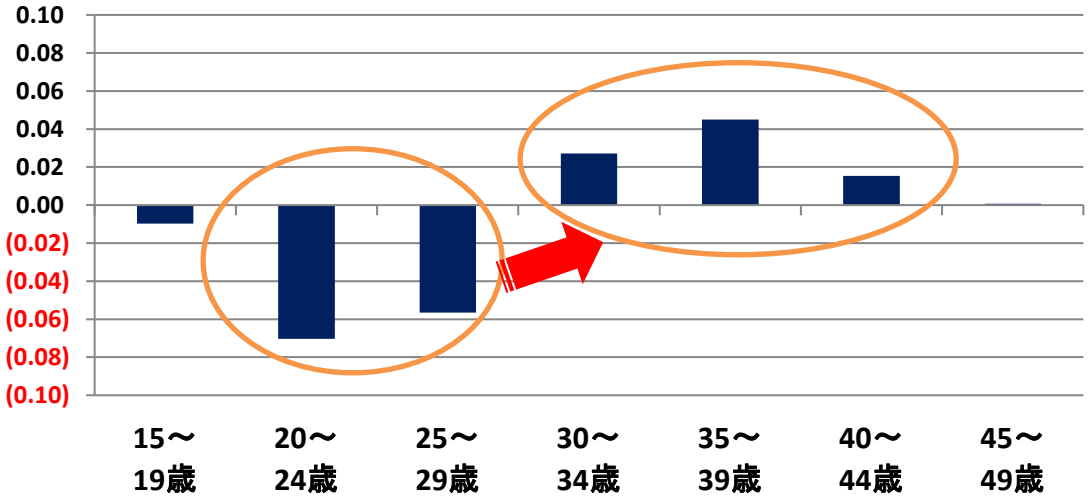

新型コロナウイルス感染症による出生への影響について、三重県の令和２（2020）年の妊娠届出数は前年比94.5%（▲5.5%）となっており、大きく減少しています。
妊娠届は、多くの妊婦が妊娠11週（約３カ月）までに自治体に届け出るものであり、令和２年１月以降の国内における新型コロナウイルス感染症拡大や、令和２年４月の緊急事態宣言（１回目）以降の時期における受胎が減少していることから、新型コロナウイルス感染症による出産環境や雇用情勢の悪化が影響していると考えられます。
妊娠届は７～８カ月後の出生数に反映されることから、令和２年の届出数の減少は、令和２年末から令和３（2021）年にかけての出生数に表れてきます。

図表９　三重県の妊娠届出数【三重県調べ】

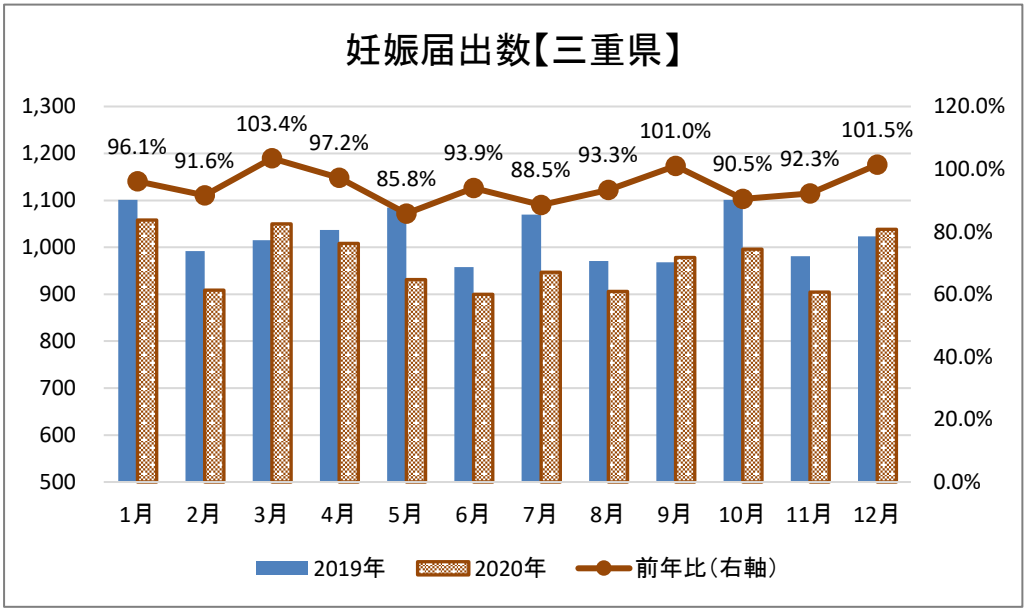

②地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合

第 10 回みえ県民意識調査（令和２（2020）年度）によると「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は 56.2%で、前年度実績 51.2%より 5.0 ポイント上昇し、これまでの同調査で最高となりました。

コロナ禍で子どもが家庭で過ごす時間が増えたため、特に子育て世代において子どもの育ちに目が向くことが増えたこと、地域において子ども食堂をはじめ子どもや子育て家庭への支援が広がり、子どもへの関心が高まったことなどが理由として考えられます。

図表 10　地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移

【みえ県民意識調査】

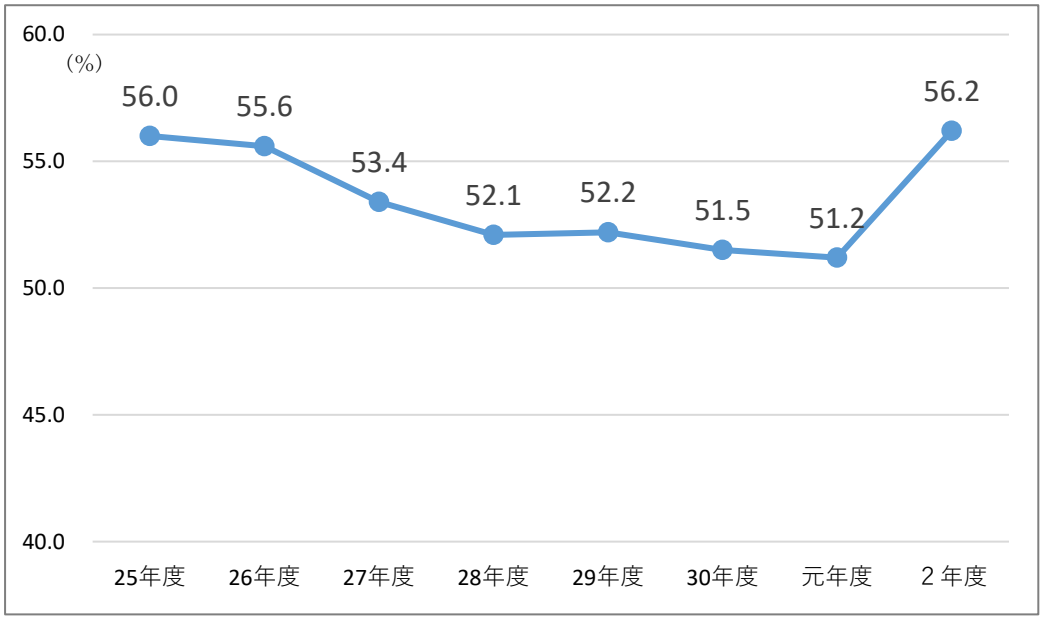

※「感じる」「どちらかといえば感じる」割合の合計

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」を属性別に見ると、図表 11 のとおりです。

性別では、女性のほうが男性より過年度から実感している割合が高くなっていますが、令和２年度では女性のほうが上昇幅が大きく、その差が開いています。

年代別では、令和２年度において、特に 30 歳代、40 歳代、50 歳代の上昇幅が大きくなっています。

職業等別では、経年で見て高い方から専業主婦・主夫、パート・バイト・派遣、正規職員はずっと変わっていませんが、令和２年度においては専業主婦・主夫と正規社員が大きく上昇しています。

未婚者と有配偶者では、過年度から有配偶者のほうが実感している割合が高く、令和２年度では有配偶者のほうが上昇幅が大きく、その差が開いています。

令和２年度の結果では、女性、30 歳代～50 歳代、専業主婦・主夫、有配偶者の上昇幅が大きく、子どもが家庭で過ごす時間が増えたため、子育て世代において子どもの育ちに目が向くことが増えたことが考えられます。

また、正規社員の上昇幅も大きく、コロナ禍でテレワークなど働き方の変化により子どもと過ごす時間が増えたことで、子どもへの関心が高まったことが考えられます。

しかし一方で、外出自粛などにより、子どもの「自宅で過ごす時間」が増加し、「屋外で遊ぶ時間」が減少しているという調査結果や、部活動・運動会等の中止や規模縮小などにより、地域において家族以外の大人と関わる機会が減少することも懸念されることから、子どもの健全な成長に向けて、これまでの「地域社会の見守り」が継続、拡充されるよう施策を進めていく必要があります。

図表 11　地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合の推移【性別、年代別、職業等別、未婚・有配偶別】【みえ県民意識調査】

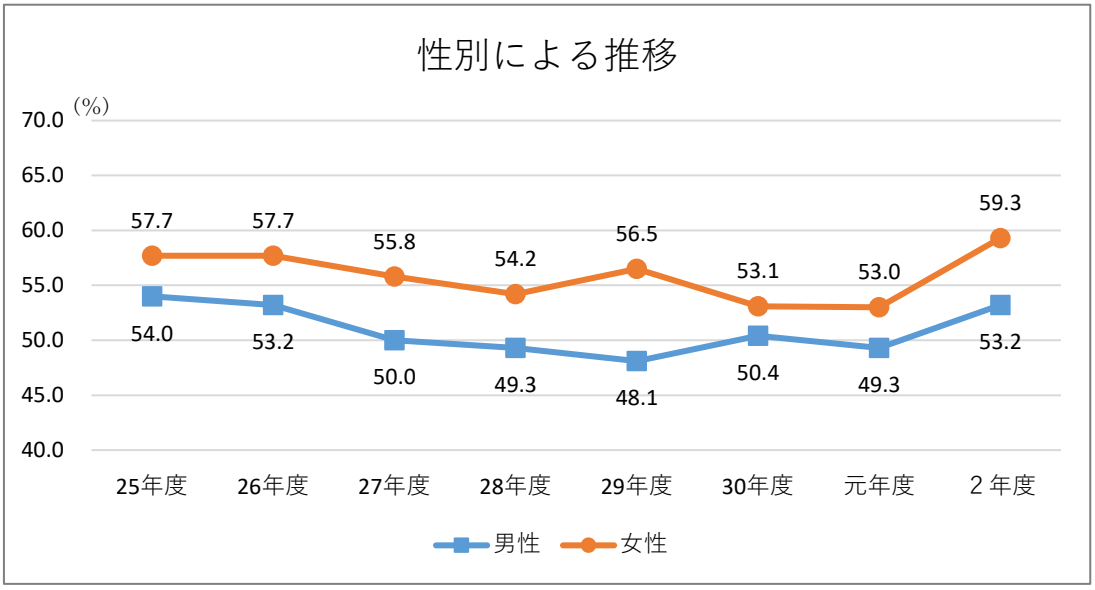

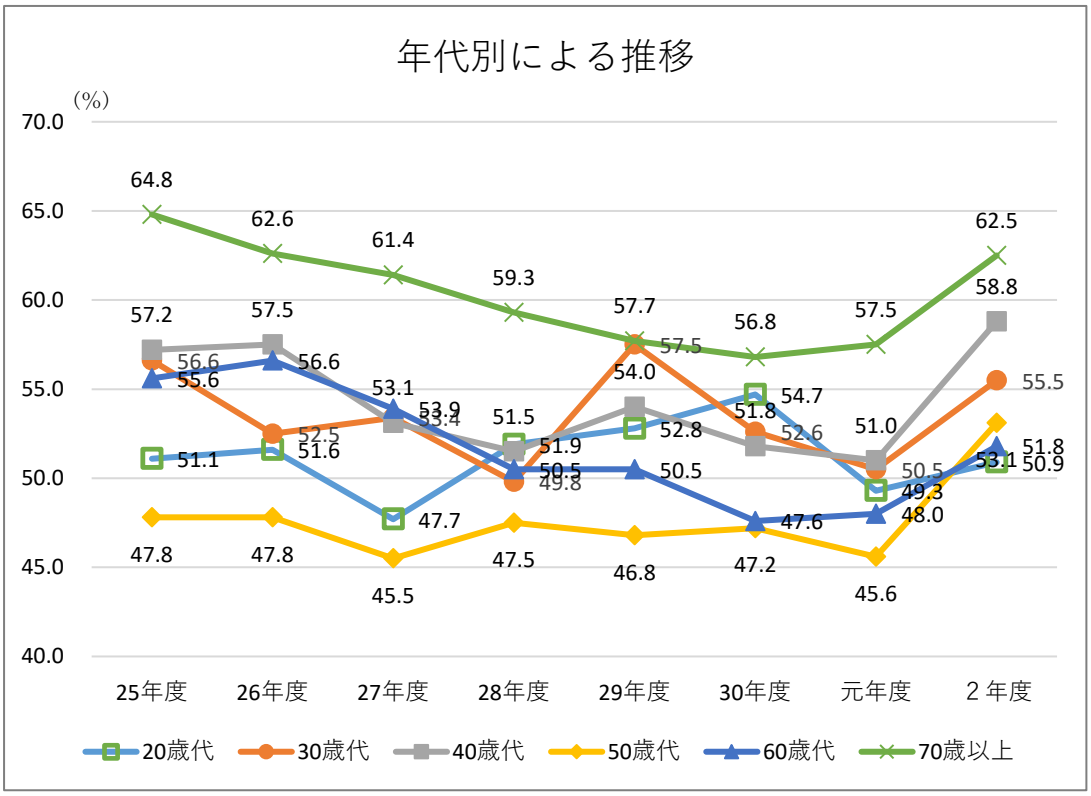

※平成 29 年度、30 年度、令和元年度の 20 歳代は 18～19 歳を含みます。

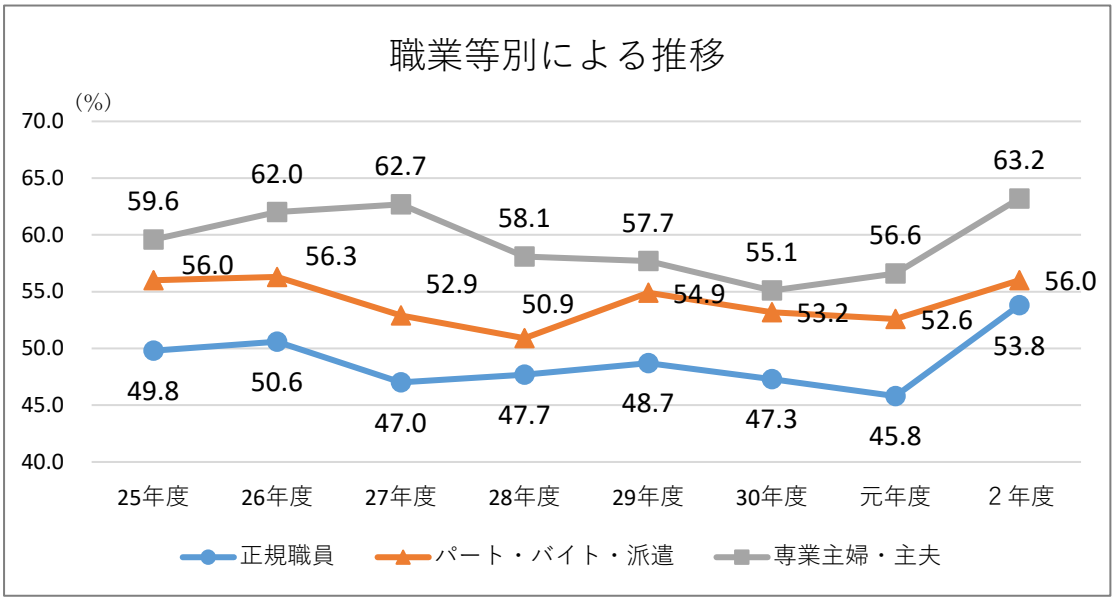
職業等別による推移
(%)
70.0
65.0
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
59.6
62.0
62.7
58.1
57.7
55.1
56.6
63.2
56.0
56.3
52.9
50.9
54.9
53.2
52.6
56.0
49.8
50.6
47.0
47.7
48.7
47.3
45.8
53.8
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
元年度
2 年度
正規職員
パート・バイト・派遣
専業主婦・主夫

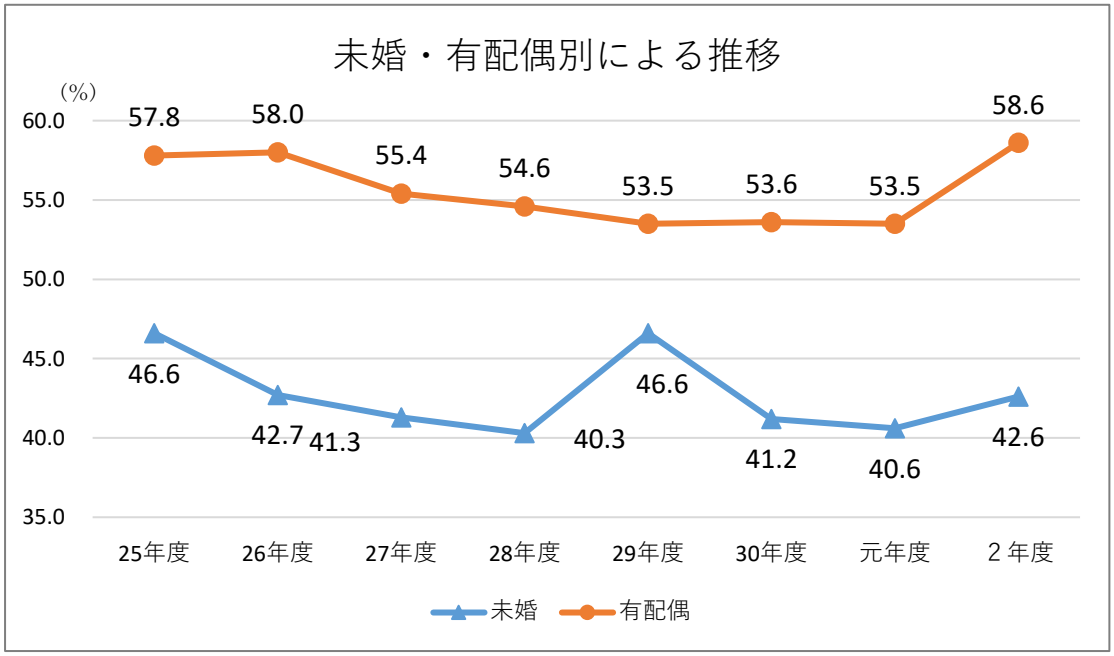
未婚・有配偶別による推移
(%)
60.0
55.0
50.0
45.0
40.0
35.0
57.8
58.0
55.4
54.6
53.5
53.6
53.5
58.6
46.6
42.7
41.3
40.3
46.6
41.2
40.6
42.6
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
元年度
2 年度
未婚
有配偶

（４）全体的な進捗状況等からみた令和２年度の総括

２つの総合目標について、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は上昇して過去最高となったものの、合計特殊出生率は前年より低下しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受けています。三重県における令和２年の婚姻数（速報）は前年比で 12.0%減少したほか、妊娠届出数は同 5.5%減少、有効求人倍率（季節調整値）は同 0.50 減少などとなっており、結婚の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっています。

このような中、令和２年度においては、妊娠・出産にかかる不安等についてのオンラインや電話による相談窓口を設置したほか、分娩前のＰＣＲ検査への補助、感染した妊産婦への専門家による支援体制の整備などを実施しました。また、保育所をはじめ児童福祉施設の感染防止対策等に関する相談窓口を設置するとともに専門家等を派遣したほか、オンライン合同企業説明会の開催や高等学校における就職アドバイザーの増員、テレワークに関する相談窓口の設置やアドバイザー派遣などに取り組みました。それらの結果により、11 の重点的な取組のうち９項目が「進んだ」「ある程度進んだ」となり、より安心して子どもを生み育てやすい地域に向けて、一定前進したと考えられます。

一方、コロナ禍における外出自粛や人との接触機会の減少により、子どものストレスが高まったり、孤独・孤立を深める子育て家庭の増加や児童虐待のリスクが高まっていることが指摘されているほか、地域で子どもが家族以外の大人と関わる機会が減少していることも懸念されます。そのため、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見や思いを表明する機会を確保することや、第二期子どもスマイルプランで掲げた「縁を育む、縁で支える」ことで、誰一人取り残さない社会をつくっていくことが必要です。

令和３年度はコロナ禍をふまえつつ、市町と連携した地域における出会いの機会の創出、不妊治療経験者等による支援体制整備、テレワークなど新たな働き方の普及や子どもや子育て家庭の居場所づくりなど、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうよう切れ目のない支援に取り組みます。また、三重県子ども条例の施行から 10 年となることを契機として、子ども自身が子どもの権利を学び、意見表明する機会をつくるほか、地域において子ども食堂などの支援が広がりつつあることをふまえ、企業・団体などさまざまな主体が子育てをさらに応援する機会をつくり、県民の皆さんとともに子どもや子育て家庭を温かく包み込む地域社会となるよう取り組んでいきます。

重点的な取組１　子どもの貧困対策

５年後のめざす姿

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

主な取組内容	①教育の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【環境生活部】【農林水産部】【教育委員会】 ②生活の支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【雇用経済部】【県土整備部】【教育委員会】 ③保護者に対する就労の支援【子ども・福祉部】【雇用経済部】 ④経済的支援【子ども・福祉部】 ⑤身近な地域での支援体制の整備【子ども・福祉部】【環境生活部】【教育委員会】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（あまり進まなかった）	判断理由	コロナ禍においても生活困窮家庭の子どもへの支援は進んでいますが、子どもの貧困対策計画を策定する市町数が目標値の 11 市町に達しなかったことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○新型コロナウイルス感染症の影響で運営基盤がぜい弱な子ども食堂などが休止するなか、減収による生活困窮などにより食事が満足にとれない子どもや家庭に対し、民間団体等と連携し、食料配布などを行う取組に対して「食を通じた子育て・支え愛事業補助金」を創設し、支援を行いました（25 団体）。

○安心して過ごせる場として居場所づくりを推進する民間の取組に対して「子どもの居場所づくり補助金」を創設し、支援を行いました（18 団体）。

○ひとり親家庭の子どもの学習支援を実施する市町へ補助（８市町）するとともに、生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもの学習支援（26 市町）等を行いました。
生活困窮家庭の子どもへの学習支援等は、公民館等で行ったり、家庭訪問で行ったり、オンライン学習を活用したりなど、市町によって進め方がさまざまとなっています。ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む。）の子どもへの学習支援等が、身近な地域で地域の実情に応じた手法で利用できるよう働きかける必要があります。

○三重県母子・父子福祉センターにおいて、就業相談員がハローワークや福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就労相談を行うとともに、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親の能力開発を行い、就業を支援しました。

○今後は、子どもの貧困対策に関わるさまざまな団体と連携を強化し、地域資源を活用しながら、課題を抱える子育て家庭がさまざまな支援につながることができるよう、誰でも参加できる子どもの居場所づくりを進める必要があります。
また、子どもの貧困対策は身近な地域で取り組むことが効果的であるため、市町や関係団体等で構成する「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、支援体制の充実を図る必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、授業料減免を行った学校法人等（13 法人）に対する助成や就学支援金（10,050 人）および奨学給付金（1,141 人）の支給等により、保護者等の経済的負担の軽減を図りました。奨学給付金については、新型コロナウイルスの影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象に加えるとともに、入学時の負担の大きい新入生に対する一部前倒し給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援、令和２年度の奨学給付金受給者に対する上乗せ支給を行いました。また、新たに私立専修学校(専門課程)において授業料等の減免を行う法人に対して助成を行いました。引き続き、保護者等の経済的負担軽減のため、支援を行う必要があります。

【環境生活部】

○新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、一時的な使用として県営住宅の住戸を提供しました（令和２年４月～令和３年３月　９世帯に提供)。

【県土整備部】

○新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や夏季休業期間の短縮、学校行事の中止など、児童生徒が例年とは異なる不安やストレスを感じている状況が見られたことから、担任を中心とした教員による県立学校の生徒への個別面談を実施しました。また、児童生徒の不安や悩み、貧困をはじめとする生活上の課題に対応できるよう、県立高校に配置しているスクールカウンセラー（以下、ＳＣ）の配置時間数を増やすとともに、新たに教員ＯＢ等による教育相談員を配置しました。今後も、児童生徒のサインを見逃さないためのポイントなど、具体的な見守りや支援の方法について、こころの健康センターなど専門機関からの助言を得ながら各学校と共有するとともに、医療とも連携して適切に対応していくことが必要です。

○県立高等学校の授業料に充てる就学支援金について、29,882 人に対して受給資格を認定するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金について、3,467 人に支給しました。また、経済的理由により修学が困難な生徒 355 人に対して修学奨学金の貸与を行いました。奨学給付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯を新たな支給対象にするとともに、新入生に対する一部早期給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費相当額の支援を行いました。引き続き、これらの修学支援制度による支援を行っていく必要があります。

○小中学校入学時の学用品等の購入費用についても、各家庭の負担が大きいことから、就学援助費のうち「新入学学用品費等」の前倒し支給の検討を各市町へ働きかけました。その結果、前倒し支給を行う市町が令和元年度の小学校 25 市町、中学校 27 市町から、令和２年度は小学校、中学校ともに 27 市町となりました。

【以上、教育委員会】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
子どもの貧困対策計画を策定している市町数		11 市町	0.82	13 市町	18 市町	22 市町	29 市町
	８市町	９市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
子どもの貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	13.9% (H27 年)	13.5% (H30 年)
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（国） （厚生労働省「国民生活基礎調査」）	50.8% (H27 年)	48.1% (H30 年)

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援機能を持つ居場所づくりを進めます。
○身近な地域での支援体制の充実に向け、「三重県子どもの貧困対策推進会議」を活用し、市町等に対し体制整備に係る情報提供や先進事例の紹介など取組を進めます。
○ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）に対する学習支援が、身近な地域で利用できるよう、先進事例の紹介、市町や学習支援に取り組む団体等への情報提供など取組を進めます。また、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行う市町を支援します。
○三重県母子･父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援等を行うとともに、日常生活支援等を行う市町を支援します。
○令和２年３月に策定した「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和２年度～６年度）に基づき、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「身近な地域での支援体制の整備」について、総合的に取組を進めます。また、引き続き、推進会議を活用し、行政、学校、関係機関・団体等が顔の見える関係づくりや連携強化を進めつつ、各種相談や取組を通じて把握した情報を共有・活用することで、貧困の状況にある子どもとその保護者を早期に発見する仕組みや、包括的かつ一元的な支援を行う体制づくりへの支援を行います。

【以上、子ども・福祉部】

○家庭の経済状況に関わらず、子どもたちが私立学校等で安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。奨学給付金については、非課税世帯第１子への給付額を増額するとともに、オンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、私立専修学校（専門課程）において授業料等の減免を行う学校法人等に対する助成を行います。

【環境生活部】

○新型コロナウイルス感染症の影響による離職に伴い住居の確保が困難になった住民に対し、引き続き県営住宅の住戸の提供を行っていくほか、県営住宅の入居者で対象となる方について、家賃減免を行っていきます。

【県土整備部】

○不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、ＳＣの配置時間を拡充するとともに、新たに特別支援学校や教育支援センターにも配置します。スクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）についても配置時間を拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。さらに、教育相談員について、県立学校に加えて中学校にも配置し、ＳＣやＳＳＷ等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応します。
○高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、きめ細かに修学支援制度を周知するとともに、就学支援金および奨学給付金の支給ならびに修学奨学金の貸与等を行います。奨学給付金については、非課税世帯第１子への給付額を拡充するとともに、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額を支給します。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯も給付対象とします。

〇小中学校における「新入学学用品費等」の入学前支給がさらに進むよう、引き続き市町の状況把握や、国の就学援助に係る財政支援等の動向について市町へ情報提供を行うとともに、「新入学学用品費等」の早期支給について働きかけていきます。また、小中学校における就学援助費の前倒し支給について、他の自治体の先進的な取組などを情報収集し、市町教育委員会と共有のうえ、対応について検討します。

【以上、教育委員会】

重点的な取組２　児童虐待の防止

５年後のめざす姿

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。

主な取組内容	①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】 ②児童相談所の体制強化【子ども・福祉部】 ③市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】 ④子どもの権利擁護【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（進んだ）	判断理由	市町の相談体制と専門性の強化を進めた結果、重点目標を達成できたことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○児童虐待相談対応件数が増加する中、児童相談所の対応力の強化のため、令和２年７月から県内全ての児童相談所でＡＩを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。児童虐待防止法の改正に伴い、介入と支援を分離するため、北勢児童相談所においては当番体制を導入し、他の児童相談所においては組織を分化せず柔軟に対応しましたが、児童相談センターの支援体制も含めて検証・見直しが必要です。また、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和４年度目標を前倒しして実施することが求められているため、専門職の増員をより一層進める必要があります。

○社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、全ての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、「子ども家庭総合支援拠点アドバイザリー事業」を実施（21 市町 25 回）し、これまでに９市町において設置されました。今後も個別の相談会や研修会などを実施し、拠点が整備されるよう必要な支援を行います。

○市町における児童虐待の早期対応力の強化のため、要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（９市町 13 回）や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（４市町 14 回）を行うとともに、市町職員を対象に研修会等を開催し、人材育成を図りました。今後も各市町の実情に応じた的確な支援を継続する必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となってさまざまな関係機関に協力を求め、見守りを行いました。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数		20 市町	1.00	23 市町	26 市町	29 市町	29 市町
	14 市町	26 市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
児童虐待相談対応件数 （厚生労働省「福祉行政報告例」）	2,229 件 （R 元年度）	2,315 件 （R２年度）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

〇児童相談所における対応力の強化のため、ＡＩシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。

〇子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、個別の相談会や研修会などを実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援することで、市町において福祉に関する必要な支援が行われる体制が整うよう取り組んでいきます。

〇新型コロナウイルス感染症の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、ＮＰＯと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組３　社会的養育の推進

５年後のめざす姿

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主な取組内容	①里親等委託の推進【子ども・福祉部】 ②施設環境の充実【子ども・福祉部】 ③要保護児童等の自立支援の推進【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（ある程度進んだ）	判断理由	重点目標を達成したものの、モニタリング指標である里親等委託率が前年度より減少したことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に２カ所設置（北勢・伊賀）するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に、一時保護専用施設を伊賀児童相談所管内にそれぞれ整備しました。

○フォスタリング機関により里親座談会等の普及啓発活動（24 回）、登録前研修などの研修（24 日間）、里親交流会（６回）などを行った結果、養育里親の新規登録者は 20 組となりました。引き続き、里親委託の推進に向け、里親家庭のマッチング事業の委託等を行い、包括的な業務を行えるよう、フォスタリング機関の整備を進める必要があります。

○施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進する必要があります。

○児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費（５施設）や、感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助しました。

○感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、専門家等を派遣するなど、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルスの感染等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。今後も、感染防止対策を行い、事業が継続できるよう支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）		11 事業	1.00	12 事業	14 事業	16 事業	18 事業
	８事業	12 事業					

モニタリング指標	現状値	最新値
要保護児童数（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	526 人 （元年８月）	514 人
里親等委託率（県） （厚生労働省「福祉行政報告例」）	28.8% (H30 年度)	28.8% （R２年度）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

〇多機関連携、協同面接、アドボケイト養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
〇「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。
〇施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。
〇児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
〇児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、自立支援担当職員を配置するなどにより、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。
〇新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組４　若者等の雇用対策

５年後のめざす姿

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

主な取組内容	①不本意非正規雇用者への就労支援【雇用経済部】 ②県内企業への就職の促進【雇用経済部】 ③就職氷河期世代の就労支援【雇用経済部】 ④南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】 ⑤農林水産業への就業支援【農林水産部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（ある程度進んだ）	判断理由	県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合について目標を達成することはできませんでしたが、９割を超える達成度があることから左のとおりと判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○正規雇用への転換を希望する非正規雇用者等を対象に、キャリアコンサルティングを実施するほか、オンラインによる企業見学会等を開催し、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップを図りました。また、「みえ」の仕事マッチングサイト（掲載求人件数約 290 件）を活用し、県内企業の求人情報を発信しました。若年層で不本意非正規雇用者の割合が高いことから、引き続き若者の就労に対する支援が必要です。

○三重労働局等の関係機関と連携しながら、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」においてワンストップで総合的な就労支援サービスを提供しました。また、オンライン合同企業説明会を開催するなど、学生と県内企業との交流機会を創出するとともに、みえの企業まるわかりＮＡＶＩ（約 420 社の企業情報サイト）等により県内企業の情報発信に取り組みました。

○新たに法政大学と就職支援協定を締結し、協定締結大学は 21 校となりました。インターンシップ情報サイトを令和２年６月に公開しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等によりサイトの登録企業数が伸び悩んでいます。今後も協定締結大学や県内経済団体等と連携し、サイトを活用したインターンシップの取組を促進することで、県内企業のさらなる認知度向上に努める必要があります。

○就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く人や長期間無業の状態にある人が、安心して働き、いきいきと活躍できるよう、おしごと広場みえ内に専用相談窓口「マイチャレ三重」を開設し、専門員２名を配置しました。専門員は、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行うとともに、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓しました。また県内における就職氷河期世代の実態を把握して支援がより実効性のあるものとなるよう、アンケート調査を実施しました。今後も、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援が必要です。

○相談内容が年々複雑・多様化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状もあることから、引き続き労働相談室を設置し、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。また、特別労働相談窓口を毎週土曜日に設置し、労働関係法や社会保障法令に精通した社会保険労務士による労働相談を実施しました。

【以上、雇用経済部】

○新規就農者の確保・定着に向け、「みえの就農サポートリーダー制度」等による支援（84人対象）や農業次世代人材投資資金の交付（準備型６人、経営開始型 109 人）、農業高校生を対象とした出前授業（３校）や現地視察研修（１校）などに取り組みました。また、「みえ農業版ＭＢＡ養成塾」に入塾した第３期生（令和２年度入塾）２名は、先進的な農業法人等で実習を行いながら、経営学やフードマネジメントなどの講義を受講し、１年間の課程を修了しました。

引き続き、効率的な技術習得等を支援するとともに、将来の地域農業を、ビジネス感覚をもって担う人材の育成に取り組む必要があります。

○林業の新規就業者確保のため、首都圏等での就業ガイダンスにおいて、67 名に対し相談対応を行ったほか、高校生を対象とした林業職場体験研修を実施し、４校 83 名の生徒が参加しました。また、「みえ森林・林業アカデミー」においては、林業体験講座を実施し、８名の受講生が森林・林業の基礎やチェーンソー操作等を学ぶ講座を受講しました。

引き続き、効率的な就業支援を行うとともに、高校生等に対して、より多くの林業体験の機会を提供する必要があります。

○水産業の多様な担い手の確保および育成に向けて、志摩市で６月に実施された真珠養殖業における水産高校生の職場体験（１名参加）や９月に開催されたみえ真珠塾の短期研修（大学生１名参加）を支援するとともに、鈴鹿市で協業化・法人化を検討する経営体へ中小企業診断士を派遣しました。また、事業承継にかかる相談窓口を三重外湾漁業協同組合に設置するとともに、青ノリ養殖において「居ぬき」物件をあっせんする取組を支援しました（１件成立）。さらに、漁業等の現場作業において実施したアシストスーツ等の導入試験の効果検証をした結果、収穫や水揚げなどの作業において腰の負担軽減に一定の効果があることが明らかになりました。引き続き、漁師塾等に参加する就業希望者が、地域の漁業に円滑に着業・定着できるよう支援するとともに、協業化や法人化を促し、多様な担い手の受け皿となる安定した経営基盤を有する経営体の確保を図っていく必要があります。

【以上、農林水産部】

○県の南部地域において、民間事業者と連携して新たなビジネスの創出を図るため市町が取り組む、陸上養殖産業等の実証実験やインバウンド受入環境の整備を支援しました。また、都市部の移住希望者に対して効果的な情報発信を行うため市町が取り組む、マッチング専門サイトによる地域での働き方に関する情報発信やオンラインによる移住相談会の開催に対して支援しました。

【地域連携部南部地域活性化局】

○新型コロナウイルス感染症の影響で高校生の就職を取り巻く状況が厳しくなると予想されたことから、就職アドバイザーを３名増員し、求人開拓や進路相談等の就職支援、新規高校卒業者の職場定着支援に向けた取組体制を整えました。経済団体にも要請して求人の確保に取り組むとともに、さまざまな魅力を持つ地域の企業を高校生に紹介しました。また、就職未内定者を対象とした合同就職相談会を開催し、就職を希望する生徒一人ひとりの進路実現に取り組みました。

○県立高等学校では、地域の人材等を招聘した授業を実施して、生徒が地域の職場や仕事等を知る機会の創出等に取り組むとともに、課題解決型のインターンシップを実施し、他者と協働して問題解決に取り組みました。今後も、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、将来、地域社会で活躍できるよう、キャリア教育を一層推進する必要があります。

【以上、教育委員会】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合		46.8%	0.93	47.9%	48.9%	50.0%	51.0%
	41.8%	43.5%					

モニタリング指標	現状値	最新値
25～44 歳の正規の職員・従業員の割合（県） （総務省「就業構造基本調査」）	男性 88.3% 女性 48.4% （H29 年）	同左
不本意非正規社員の割合（国） （総務省「労働力調査」）	25～34 歳 男性 31.6% 女性 13.5% 35～44 歳 男性 35.0% 女性 9.6% （H30 年）	25～34 歳 男性 27.3% 女性 13.3% 35～44 歳 男性 33.9% 女性 9.2% （R 元年）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○正規雇用をめざす若者等を対象に、個別のキャリアコンサルティングを実施するなど、一人ひとりの適性や希望に応じたキャリアアップ支援に取り組みます。

○若者の安定した就労や職場定着に向けて、三重労働局と連携し、おしごと広場みえにおいて総合的な就職支援をワンストップで提供するほか、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新卒者等の就職活動に支障が生じないよう、引き続きオンラインによる企業説明会の開催やホームページでの企業動画等の発信などに取り組みます。また、企業の業績悪化等による内定取消や雇止め防止のため、県内経済団体等へ啓発・要請活動を行うとともに、津高等技術学校において、離職された方へのセーフティネットとして、希望に応じた職業訓練を実施し、早期かつ円滑な再就職の実現を支援します。

○県外大学との就職支援協定の締結を引き続き進めるとともに、ＳＮＳやＷｅｂを活用した就職相談や企業説明会等の実施、大学主催の保護者会への出席など、さまざまな方法で情報を発信することで、県内企業のさらなる認知度向上に努めます。また、学生が県内企業の魅力を知り、就職につなげることができるよう、県内企業のさまざま魅力を集めたデータベース「みえの企業まるわかりＮＡＶＩ」（ウェブサイト）による情報発信を引き続き進めるとともに、就職支援協定締結大学や県内経済団体等と連携し、「『みえ』のインターンシップ情報サイト」の普及を進めることで、県内企業へのインターンシップを促進します。

○就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と一層連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目ない支援を行います。また、就労体験や就労訓練の受入先となる企業等を開拓するとともに、市町等との情報共有や企業とのマッチングを行います。このほか、令和２年度に実施した就職氷河期世代の実態調査結果を関係機関で共有することにより、地域の実情に合った支援を提供します。

○相談内容が年々複雑・多様化していること、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用情勢に影響を及ぼしている現状をふまえ、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

〇新規就農者の確保・定着を図るため、「みえ農業版ＭＢＡ養成塾」のカリキュラムの充実や受入法人との連携の強化など、自らビジネスプランを描ける経営センスを持った若き人材を掘り起こし、起業や定着を促す支援を産学官連携で進めるとともに、農業高校生等を対象とした出前授業・現地視察研修や、Ｕ・Ｉターン就農情報等の発信などに取り組みます。
〇林業の新規就業者を確保するため、引き続き、就業説明会等や高校生への林業体験、みえ森林・林業アカデミーとの連携を通じた就業者の確保に取り組みます。
〇水産業の多様な担い手の確保および育成に向けて、都市の若者等を本県の漁業に呼び込むオンラインによる仕組みづくりや漁業の法人化に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めます。

【以上、農林水産部】

〇県の南部地域における若者の定着を図るため、民間事業者等と連携した開発プロジェクトやこれを契機とした新たなビジネスの展開に必要な調査、試験研究など、雇用の創出、魅力的な働く場の確保に向けた市町の取組を支援します。また、若者が南部地域の魅力や仕事を知るための市町の取組を支援します。

【地域連携部南部地域活性化局】

〇新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境は引き続き厳しくなることが懸念されることから、就職実現コーディネーターを５人増員して 17 人とし、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供することで、就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。外国人生徒や障がいのある生徒に対しては、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。また、児童生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的自立や職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に進めます。

【教育委員会】

重点的な取組５　不妊に悩む家族への支援

５年後のめざす姿

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができています。

主な取組内容	①相談や情報提供【子ども・福祉部】 ②経済的支援【子ども・福祉部】 ③不妊治療と仕事の両立支援【子ども・福祉部】 ④妊孕性温存治療費助成

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（ある程度進んだ）	判断理由	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合は目標に達しなかったものの、県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数は目標に達したことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○不妊や不育症に関する悩み等に対応するため、「不妊専門相談センター」において不妊や不育症に関する相談（毎週火曜日）や治療に関する情報提供を行いました。
センターでは、より相談しやすいよう令和元年 10 月から第３火曜日の相談時間を延長して対応していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、精神的な負担に対する支援を拡充するため、令和２年９月から第１火曜日の相談時間も延長して対応しました。
その結果、相談件数については、昨年度の約 1.4 倍増加しました。相談内容の主なものは、長引く治療への漠然とした不安への相談やコロナ禍で治療を継続するための経済的な支援に対する問い合わせなどでした。
今後も不妊や不育症に悩む夫婦に寄り添い悩み等を傾聴して精神的負担を軽減することが必要です。

○特定不妊治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するとともに、三重県独自の上乗せ助成事業、第２子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加、不育症治療等に対する助成事業および一般不妊治療に対する県単助成事業を行いました。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、県独自の助成制度を創設し、夫婦合算の収入が前年同期間に比べ 10%以上減少している方に対し、１回の治療につき５万円を上限に助成し、経済的負担の軽減を図ることとしました。
また、新型コロナウイルス感染症への対応として、特定不妊治療費助成の申請期限の延長や年齢要件の緩和など制度の弾力化を図りました。
さらに、令和３年１月以降に治療が終了する方を対象に保険適用までの間、国の助成制度が拡充されたことから、県としても拡充された国の助成制度を活用しつつ、県の助成制度の所得制限の撤廃などを行うこととしました。今後、保険適用に向けた国の動きを注視していく必要があります。

○不妊治療を受けやすい職場環境づくりを推進するため、企業の人事労務担当者や不妊で悩む当事者を支援する方等を主な対象として、コロナ禍をふまえ、Ｗｅｂ会議システム（オンライン）を活用した講演会やセミナーを開催しました。講演会等においては、医療関係者や支援者による不妊治療の特徴や仕事との両立の現状・課題の説明、企業関係者による治療を受けやすい環境づくりに向けた取組紹介、県が令和元年度に当事者を対象に実施し

たアンケート調査結果の報告等を行い、当事者が抱える課題等を知ってもらうなど不妊治療への理解を促進しました。
また、職場と当事者の橋渡し役となる「不妊症サポーター」を養成する講座を開催しました。
引き続き、企業に対して不妊治療への理解促進を図り、治療を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

○小児、思春期・若者のがん患者が子どもを持つ希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成を行いました。引き続き、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望をかなえられるための支援が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数		19 市町	1.00	22 市町	25 市町	27 市町	29 市町
	17 市町	20 市町					
不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合		51.0%	0.98	54.0%	57.0%	60.0%	60.0%
	48.6%	49.8%					

モニタリング指標	現状値	最新値
「不妊専門相談センター」への相談件数	114 件 （H30 年度）	197 件 （R２年度）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○不妊に悩む夫婦の精神的負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターによる相談時間（電話、面談）を、毎週火曜日の 16 時までから 20 時までに延長するとともに、不妊治療経験者等によるピアサポーターを養成し、身近な地域で、より当事者に寄り添った支援が受けられる体制を整備します。
また、新型コロナウイルス感染症の影響等により不妊治療を中断した方などを対象に、妊娠しやすいコンディションを維持できるよう生活習慣の改善や体調管理などを支援する講習会を開催します。

○不妊治療の保険適用を見据えて拡充された国の助成制度を活用しつつ、国の助成制度によってもこれまでの県や市町の助成額が補完されなかった部分について、引き続き助成を行い、子どもを持ちたいと希望する方に広く寄り添う支援を行います。

○不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、企業向けの啓発事業を実施するとともに、当事者が相談しやすい体制整備を行い、仕事をしながら不妊治療を受けやすい環境づくりを推進します。
また、企業が国の助成金などを活用し、時差出勤・フレックスタイム制などの柔軟な働き方を導入するなど、不妊治療を受けやすい労働環境を整備するよう働きかけます。

○引き続き、小児、思春期・若年のがん患者が、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることなく、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、がん治療前に行う妊孕性温存治療に対して助成します。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組６　切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

５年後のめざす姿

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

主な取組内容	①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】 ②市町の産婦健診および産後ケアの取組支援【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（進んだ）	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備し効果的に事業を推進できるよう、専門的視点で支援する母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣し、地域課題の分析および事業評価、支援体制の整備、支援ネットワークの強化等に関して、必要な助言等を行いました。
また、人材育成として、市町の母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの育成（25 人）、母子保健担当者の研修等を行い、市町の母子保健施策の推進を支援しました。
今後も妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目のない支援が提供されるよう、各市町の実情に応じた母子保健体制整備をさらに進めていく必要があります。

○県内全域において一定水準の質の高い幼児健康診査につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、県内統一の１歳６か月児健診マニュアルを作成しました。

○産後ケア事業については全ての市町が実施し、産後の母子のサポート体制整備が進みました。今後も産婦健康診査事業などを活用した途切れない支援のための的確なアセスメントや関係機関との連携強化が必要です。

○コロナ禍における妊娠・出産にかかわる不安等について、気軽に相談できるようオンラインや電話による相談窓口を整備しました。

○新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦に対して、退院後、助産師や保健師が訪問して、相談に応じたり助言したりするなど、不安の解消や育児支援を実施しました。引き続き、不安を抱える妊産婦に対する専門的な相談・支援が必要です。

○予防可能な子どもの死亡を減らすため、亡くなった子どもについて、子どもの既往歴や家族背景、死に至った直接の経緯等に関する情報を基に複数の関係機関や専門家が死因を検証し、ケースに応じた効果的な予防策について提言書としてとりまとめました。今後も、子どもの死因を検証し、効果的な予防策を検討する継続した取組が必要です。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
母子保健コーディネーター養成数（累計）		190 人	1.00	220 人	245 人	270 人	295 人
	169 人	194 人					
産婦健診・産後ケアを実施している市町数		22 市町	1.00	25 市町	27 市町	29 市町	29 市町
	19 市町	24 市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
子育て世代包括支援センターにおける支援プラン対象者数（県） （厚生労働省「子育て世代包括支援センター実施状況調査」）	10,452 人 （H30 年度）	11,625 人 （R 元年度）
日常の育児について相談相手がいる親の割合	99.3% （H30 年度）	98.7% （R２年度）
５歳児健診を実施する市町数	7 市町 （R 元年度）	7 市町 （R２年度）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○引き続き市町の母子保健体制づくりに向けた情報提供や助言を行うとともに、各市町が他市町の取組を参考にできるよう意見交換の場を設定します。また、子育て世代包括支援センターの運営機能の充実や各市町の実情に応じたの市保健体制の構築に向けた支援を行うとともに、市町母子保健事業の核となる母子保健コーディネーターの養成を行います。

○乳幼児の疾病の早期発見や予防のための乳幼児健診において、県内全域で一定水準の質の高い健診につなげ、医療機関と保健師、関係機関との連携や地域のネットワークの強化を図るため、３歳児健診マニュアルを作成します。

○産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する産婦健康診査事業の市町へのスムーズな導入を支援します。また、出産後１年の母子に対して心身のケアや育児支援等を行う産後ケア事業の充実を図ります。

○妊娠届出時のアンケートを活用し、特定妊婦の早期把握や支援につなげるとともに産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、関係機関で「三重県母子保健 健診マニュアル」を見直す検討会を行います。

○引き続き、新型コロナウイルスに感染し、退院後の不安を抱える妊産婦に対し助産師や保健師などの専門職による支援を実施します。

○予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。

【以上、子ども･福祉部】

重点的な取組７　周産期医療体制の充実

５年後のめざす姿

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っているとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

主な取組内容	①人材の育成・確保【医療保健部】 ②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	😄（進んだ）	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左のとおり判断しました。

【※進展度：😄（進んだ）、😊（ある程度進んだ）、😞（あまり進まなかった）、😣（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、キャリア形成プログラムの募集を行いました。また、県内の専門研修プログラムに 100 人の専攻医が登録を行いました。しかしながら、依然として産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、引き続き、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図っていく必要があります。

○本県における就業助産師は、人口 10 万人あたり 24.8 人と全国平均（29.2 人）を大きく下回っていることから助産師修学資金の貸与制度の見直しを行いました。助産師については、総数の不足だけでなく、就業先や地域間の偏在も生じていることから、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムを運用していく必要があります。

○周産期死亡や新生児の救急搬送症例等に関する調査・研究事業の実施、症例検討会等をもとに周産期医療関係者の資質向上等に取り組みました。また、「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するためのセミナーを開催しました。こうした取組を通じ、周産期母子医療センター間のネットワーク体制や周産期母子医療センターと地域の産科医療機関、助産所とのネットワーク体制のさらなる充実を図る必要があります。

○県内５つの周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、医療機器整備を支援しました。また、コロナ禍においても感染拡大を防ぎながら周産期医療の提供を継続するため、院内感染防止対策等に要する経費を補助しました。出産年齢の高齢化等により出産にかかるリスクが高まる恐れがあることから、リスクの高い分娩に対応できる周産期母子医療センターの運営や体制整備を支援していく必要があります。

○県所有の新生児ドクターカー（すくすく号）について、総合周産期母子医療センターが運営し、重症新生児の救急搬送の対応が行われました。新生児の救急医療体制を確保するため、引き続き新生児ドクターカーの運用を支援していく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、かかりつけの産婦人科医と相談の上、検査を希望する妊婦の方に対して分娩前に検査を受けるための費用を補助しました。今後も新型コロナウイルス感染症の影響が予想されるため、引き続き、妊産婦の不安解消のための支援を行う必要があります。

【以上、医療保健部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
周産期死亡率（県） （厚生労働省「人口動態統計」）		3.3※	1.00	2.1※	2.1※	2.1※	※
	2.9 （H30 年）	2.0 （R 元年）					
妊産婦死亡率（県） （厚生労働省「人口動態統計」）		0.0	1.00	0.0	0.0	0.0	0.0
	7.8 （H30 年）	0.0 （R 元年）					

※第７次三重県医療計画（平成 30 年度～令和５年度）による目標値としています。なお、周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。

モニタリング指標	現状値	最新値
人口 10 万人あたり産婦人科医師数（県） （厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」）	10.1 人 （H30 年）	同左
就業助産師数（県） （厚生労働省「衛生行政報告例」）	445 人 （H30 年）	同左

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○医師修学資金貸与者等に地域医療支援センターキャリア形成プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成支援とあわせて、医師の地域偏在の解消につなげていきます。また、産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、周産期関係の診療科についてプログラムの活用を働きかけ、必要な産婦人科医、小児科医を含めた医師確保を図ります。

○助産師の確保を図るため、制度の見直しに基づいた助産師修学資金の貸与等の取組を進めるとともに、引き続き、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて助産師出向システムの運用など助産師が医療機関においてモチベーションを持って正常分娩を担当できる体制構築に対する支援を行います。

○高度で専門的な周産期医療を効果的に提供するため、救急搬送ルールの見直しなど周産期母子医療センターを中心に地域の産婦人科と基幹病院の小児科・産婦人科との連携を図る周産期医療ネットワーク体制のさらなる充実を図ります。

○ハイリスク分娩に対応する周産期母子医療センターの運営に対し支援を行うとともに、周産期医療に必要となる医療機器等の設備整備を支援します。

○地域の医療機関等で産まれた重症の新生児を周産期母子医療センターへ搬送する間、医師が高度で専門的な医療を提供することができる新生児ドクターカー（すくすく号）の効果的な運用を支援します。

○新型コロナウイルスに対する妊婦の不安を解消するために、分娩前に検査を受けるための費用を補助するなど、妊婦が安心して出産できる環境整備を引き続き進めていきます。

【以上、医療保健部】

重点的な取組８　幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

５年後のめざす姿

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

主な取組内容	①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】 ②低年齢児保育の充実【子ども・福祉部】 ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実【子ども・福祉部】 ④病児・病後児保育の充実【子ども・福祉部】 ⑤幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】 ⑥企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】 ⑦家庭教育の充実【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（あまり進まなかった）	判断理由	保育所等の定員が増加しており、待機児童数は減少傾向にあるものの、重点目標がいずれも達成できなかったことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○令和元年度に策定した「第二期 三重県子ども･子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育の総合的な提供等が適切に実施されるよう市町を支援しました。今後も、本計画に基づく施策の実施状況について、継続的に点検、評価を行い、取組の見直しを行っていく必要があります。

○待機児童を解消するため、保育所等の整備への支援や、私立保育所等に年度当初から保育士を加配して、低年齢児保育の充実を図る市町への支援を行いました（15 市町）。また、保育士・保育所支援センターにおいて、就労相談（606 件）や新任保育士の就業継続支援研修（２会場、92 人受講）、保育所の管理者・経営者を対象としたマネジメント研修（４会場、75 人受講）を実施するとともに、保育士修学資金等の貸付（新規 28 人、継続 29 人）を行いました。あわせて、平成 30 年度に実施した県内の潜在保育士（約 11,000 人）に対する就労等意識調査の結果を受けて、保育所等が働きやすい職場となるよう、保育士の負担軽減を図る保育支援者を活用する事業や、Ｗｅｂサイト「みえのほいく」において、求人情報や保育士へのインタビュー、職場改善に取り組む保育所の紹介など、県内の保育に関するきめ細かな情報を発信しました。同時に、保育現場の事務作業を、より効果的・効率的に進めるやり方を定着させるため、働き方改革コーディネーターをモデル保育所（６ヶ所）に派遣して、保育士と一緒に効率化できる事務作業を洗い出し、改善策の検討・実践を行いました。今後は改善に向けた取組を、県内保育所に横展開していくことが必要です。

さらに、経験年数や研修による技能の習得が保育士等の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修（15 回、修了者 886 人）を実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の修了者が当初の予定を大きく下回ったため、処遇改善にかかる要件の経過期間中（令和３年度末まで）に全ての保育士等が研修を受講できるよう、今後はオンラ

インによる研修を活用するなどして、引き続き計画的に進めていく必要があります。また、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、児童の処遇の向上を図る市町を支援（４市）するとともに、専門性の向上に向けた人権保育研修（８回、218 人受講）を実施しました。引き続き、質の高い教育・保育の取組を支援していく必要があります。

○病児・病後児保育事業の施設整備（２市２施設）および運営を支援しました。引き続き、地域の実情に応じて、病児・病後児保育の施設整備、運営を支援していく必要があります。

○放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や運営への支援を行うとともに、放課後児童支援員認定資格研修（修了者 224 人）や初任者研修（修了者 77 人）、資質向上研修（修了者 117 人）を実施しました。引き続き、待機児童の解消に向け、人材確保や質の向上等に努める必要があります。

○個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、私立幼稚園や認定こども園を設置・経営する学校法人を支援しました。子ども･子育て支援新制度に移行した私立幼稚園は、60 園のうち 36 園となりました。令和２年７月に実施した意向調査によると、残りの 24 園において現時点で明確に新制度への移行を希望している園はありませんでしたが、今後とも相談対応等の支援を行っていく必要があります。

○幼稚園教諭や保育士等の専門性を高めるための新任研修や園内研修への支援等を実施しました。引き続き、就学前教育を担う人材の資質向上に努めていく必要があります。

○児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染症対策を支援するための相談窓口を設置するとともに、専門家等の派遣を行いました。今後も施設等の感染症対策を支援する必要があります。

○「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携して「ありがとうの一行詩コンクール」を実施するともに、子どもの育ちや子育て家庭を応援する活動について同ネットワークの会員相互の支援につながるマッチングの取組の検討を進めたほか、ネットワーク会員の実態把握のためのアンケートを実施しました。

依然として子どもの権利を侵害する事案が見られることから、子どもの権利が尊重される社会を実現するために、「三重県子ども条例」が広く県内に浸透するように取り組むとともに、県民（住民、企業・団体等）が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出する必要があります。

○コロナ禍において、集合研修が困難となったことから、Ｗｅｂ上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Ｗｅｂ講座」を開設するとともに、基本的生活習慣の大切さを学ぶ「早寝早起き朝ごはんフォーラム in みえ」をオンラインにより開催しました。一方で、保護者のつながりを築き孤立を防ぐことを目的とした「みえの親スマイルワーク」については、コロナ禍で人を集めることが困難であったことから、新たに実施したのは１市にとどまりました。今後は、感染防止対策を徹底したうえでの「みえの親スマイルワーク」の実施が求められるとともに、計画期間の５年が経過し、策定当時から社会情勢等が変化していることから「みえ家庭教育応援プラン」の改定に取り組む必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○県内全ての幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の質の向上を目的とし、三重県幼児教育センターを設置しました。センターに幼児教育スーパーバイザーや幼児教育アドバイザーを配置して、各市町等からの希望に応じて、市町の幼児教育に係るカリキュラム検討会や園内研修等において助言を行いました。また、全ての保育者に必要な資質・能力をキャリアステージごとに整理した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」を作成し、市町や園等へ周知しました。さらに、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立を促すため、生活習慣チェックシートの活用を促進し、令和２年度は幼稚園、保育所、認定こども園の 82.2%で活用されています。今後、幼児教育アドバイザー等の派遣での助言内容や園の取組とその成果を普及するため、情報発信の方法を工夫する必要があります。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
保育所等の待機児童数（県） （厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」）		０人	0.00	０人	０人	０人	０人
	81 人	50 人					
放課後児童クラブの待機児童数（県） （厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」）		37 人	0.56	19 人	０人	０人	０人
	55 人	66 人					
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数		11 市町	0.45	17 市町	23 市町	29 市町	29 市町
	４市町	５市町					

モニタリング指標	現状値	最新値
保育士の勤続年数（県） （厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）	5.2 年 (H30 年)	5.9 年 (R 元年)

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児教育・保育の総合的な提供等が図られるよう、保育所や認定こども園等に対する給付を行う市町に対して支援を行います。また、保育所等における新型コロナウイルスの感染防止対策について必要な支援を行います。

○待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や低年齢児保育充実のための保育士加配に取り組む市町に対して支援を行います。また、潜在保育士向けのＷｅｂ研修環境の整備や職場体験の機会の提供を通じて、潜在保育士の就労・職場復帰を支援するとともに、新任保育士の就業継続支援、保育士修学資金貸付、保育補助者雇上支援等を行うなど、市町や保育所等、高等学校と連携して保育士確保に向けた取組をより一層進めます。さらに、令和元年度に開設した「保育士・保育所支援センター」のＷｅｂページ「みえのほいく」を活用して、きめ細かな情報発信や求人・求職のマッチング等を行い、新たな雇用につなげていきます。あわせて、保育士等の処遇改善を推進するため、要件となっているキャリアアップ研修を計画的に実施します。

○ＩＣＴ等を活用した働きやすい職場環境づくりを推進する取組を保育現場に拡げていくため、現場で実践している優良事例の普及に向けたサポートや、Ｗｅｂサイトでの周知に取り組むとともに、先進的な取組を行う保育所の表彰を通じて保育現場のモチベーション向上を図り、質の高い保育の提供につなげていきます。

○私立幼稚園を設置・経営する学校法人に対して、個性豊かで特色ある教育が推進されるよう支援するとともに、引き続き、子ども･子育て支援新制度への移行を希望する私立幼稚園に対し、十分な情報提供およびきめ細やかな相談対応を行います。また、就学前教育を担

う人材の資質向上を推進するため、幼稚園教諭や保育士等の専門性を高める新任研修や園内研修への支援等を実施します。

○放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の設置・運営を支援するとともに、引き続き放課後児童支援員等の研修を実施し、人材の確保と資質向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実に向けて、医療機関や保育所等での施設整備を支援するとともに、多くの子育て家庭や関係団体の参加が見込まれるイベントなどの機会をとらえて、県内の病児・病後児保育施設を紹介し、事業の促進を図ります。これらの取組を通じて、市町が地域の実情に応じて実施する地域子育て支援事業の推進を支援します。

○「三重県子ども条例」の施行から10周年となるのを機として、子どもの権利について子ども自身が学び、意見を表明できる取組を実施し、子どもの自己肯定感の醸成につなげるとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携して会員相互支援のマッチングの取組を進めることで、県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。

○「みえ家庭教育応援プラン」について、新型コロナウイルス感染症の影響等による子育て家庭をとりまく環境変化もふまえて改定作業を進めます。また、地域における子育て家庭の応援や家庭教育応援の取組を促進するため、引き続き市町や三重県ＰＴＡ安全互助会等と連携し、感染対策を講じたうえで保護者同士のつながりを作るためのワークショップ（スマイルワーク）を開催するとともに、家庭教育応援Ｗｅｂ講座の充実を図ります。

【以上、子ども・福祉部】

○県内各市町の幼児教育の質向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を派遣し、派遣先での助言内容や、園等の取組とその成果についてまとめ、幼稚園等や保育者が研修のために活用できるよう情報提供します。市町や幼稚園等における保育者の人材育成のため、「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進するとともに、保育者自身が必要な研修を受講できるよう、指標モデルをもとに県が主催する研修・講座を整理します。また、就学前の子どもたちの適切な生活習慣の確立のため、引き続き、生活習慣チェックシートの活用を促進します。

【子ども・福祉部、教育委員会】

重点的な取組９　男性の育児参画の推進

５年後のめざす姿

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

主な取組内容	①普及啓発、情報提供【子ども・福祉部】 ②企業等への働きかけ【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（ある程度進んだ）	判断理由	予定していたイベントの開催が制限されたことなどにより、「『みえの育児男子プロジェクト』に参加した企業・団体数」は達成できませんでしたが、「男性の育児休業取得率」が目標を達成したことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○男性の家事や育児にかかるエピソードや写真等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」について、新型コロナウイルス感染症の発生で外出自粛や休校など家で過ごす機会が増えた中、ステイホーム中のベストショットや新しい生活様式での子育てや遊びの工夫、短い夏休みでのパパと子どものふれあいの様子などの写真・動画を募集した結果、過去最高となる 1,350 件の応募がありました。応募のあった写真等を審査のうえ、企業と連携し写真家の浅田政志さんをゲストに迎えての表彰式の開催や、受賞写真等を掲載した冊子の作成・配布を行ったほか、企業の協力のもと、県民が多く来店される大型小売店や金融機関等において写真展を開催し、男性の育児参画の普及・啓発に努めました。
在宅勤務が進むなどするなか、家族と過ごす時間が増えたことで、家事育児に積極的に関わっていきたいと考える男性が増加しており、この気運を維持・向上させていくことが必要です。

○これから親になっていく若い世代に男性育児参画の重要性への理解を広め、風土づくりを進めていくため、「パートナーと一緒にする育児」をテーマとして、ＮＥＸＴ親世代である高校生と知事とのトークを新たに実施しました。
県が平成 30 年度に行った調査では、高校生の６割以上が「男性も女性と育児を分担して、積極的に参加すべき」と回答し、20 代、30 代においても５割以上が同様の回答であることから、若い世代の意識を維持・向上させていくことが必要です。

○ワーク・ライフ・バランスの推進など働きやすい職場づくりに取り組む意欲がある企業・団体の代表者等で構成する「みえのイクボス同盟」の加盟企業・団体に対して、メールマガジンで働き方改革や男性の育休取得促進など、国や県の取組にかかる情報提供を行いました。
これまで「みえのイクボス同盟」の加盟企業・団体をはじめ、企業や市町など関係団体等とイクボスの促進に取り組んできた結果、ＮＰＯ法人主催の「第２回イクボス充実度アンケート調査」における都道府県部門で、本県が平成 29 年度の第１回調査に続いて第１位となりました。
ワーク・ライフ・バランスの推進などの職場における環境整備が進む一方で、「とるだけ育休」「ゴロゴロ育休」など制度や風土づくりの目的に反することや、育児と仕事の両立で悩んで「男性の産後うつ」になる人など、男性の育児参画における課題も指摘されています。
令和２年度には、県内企業や県庁で働くプレパパや子育て中のパパを対象に、「育児休業取

得に向けた準備」や「パートナーと一緒に取り組む育児の実践」に向けたノウハウなど、男性の育児参画の充実に向けて共に学び合うオンラインワークショップを試行的に実施しましたが、企業や市町等と連携して、男性の育児参画の「質の向上」を図っていく必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性））（三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）		8.1%	1.00	9.8%	10.4%	11.2%	13%
	7.6%	9.4%					
「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数		120 企業・団体	0.70	140 企業・団体	160 企業･団体	180 企業・団体	200 企業・団体
	82 企業・団体	84 企業・団体					

モニタリング指標	現状値	最新値
男性の家事・育児時間（県） （総務省「社会生活基本調査」）	66 分 （H28 年）	同左

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○男性の育児参画をより一層推進するため、引き続き「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」事業などの「みえの育児男子プロジェクト」による普及啓発や情報発信、ネットワークづくりに取り組みます。

○男性の育児参画への意識が高いＮＥＸＴ親世代を対象に、そのモチベーションを将来親になる時まで保てるよう、市町等と連携して普及啓発に取り組みます。

○「パートナーとともに行う育児」を促進するため、「みえのイクボス同盟」加盟企業や市町等と連携し、これから父親となる方を主な対象に、男性による育児参画のノウハウの習得やパートナーとのコミュニケーションの充実に向けたプレパパ教室をモデル的に開催し、実践を通じてその必要性を発信するとともに、ワークショップ後も育児の悩みが相談できるコミュニティづくりの支援を行うなど、男性の育児参画の質の向上に向けた取組を行います。

【以上、子ども・福祉部】

重点的な取組 10　発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

５年後のめざす姿

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

主な取組内容	**＜発達支援が必要な子どもへの支援＞** ①市町の取組支援【子ども・福祉部】 ②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】 ③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】 ④特別支援学校のセンター的機能による地域支援【教育委員会】 **＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞** ①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】【子ども・福祉部】【教育委員会】 ②コーディネーター（相談支援専門員等）の養成【子ども・福祉部】 ③地域ネットワーク支援およびスーパーバイズ機能の構築・推進【子ども・福祉部】 ④福祉施設での受入れに係る支援【子ども・福祉部】 ⑤地域での受入体制づくりの促進【子ども・福祉部】 ⑥相談体制の整備【子ども・福祉部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（進んだ）	判断理由	重点目標の全項目で目標を達成したことから左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

＜発達支援が必要な子どもへの支援＞

○県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域における支援体制を強化するため、地域の小児科医等を対象に発達障がいに関する連続講座を開催しました（５回開催）。

○地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みました。

○途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携や専門的な人材育成を行うとともに、「ＣＬＭと個別指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入に取り組みました。引き続き、地域の医療・福祉機関等との連携を深めるとともに、支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、同計画の導入を促進する必要があります。

【以上、子ども・福祉部】

○特別支援学校のセンター的機能として、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の指導計画等の作成について、小・中・高等学校等の教員に対して助言などを行いました。かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携して発達障がい支援に関する研修（３回）を実施しました。また、通級による指導を担当する教員等を対象にした研修講座（８回）を実施し、子どもたちへの指導と支援について理解を深めました。特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍する可能性があることや、通級に

よる指導を担当する、経験の浅い教員の指導と支援の専門性の向上を図る必要があることから、教員の指導の実践力に応じた研修会を開催するなど、発達障がい支援に係る専門性の向上を図る必要があります。

○伊勢まなび高校での教育課程に位置付けた通級による指導では、コミュニケーションスキルを高めたり、自分の特性と職種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出てから必要とされるスキルの習得などの取組を進めてきました。他の高校にも発達障がい等特別な支援を必要とする生徒が在籍することから、通級による指導を拡大していく必要があります。

【以上、教育委員会】

＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞

○三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行うなど、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組みました。今後も引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や、人材育成等の取組を促進する必要があります。

【医療保健部】

○医療的ケアが必要な子どもにかかる４つの地域ネットワークへの側面的支援を行うとともに、医療・福祉等関連分野の支援を総合調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員等）の養成、障害福祉サービス等事業所での医療的ケアのスタートアップ（スキルアップ）および地域ネットワークの機能強化（支援者からの相談に応じ地域づくりも支援するスーパーバイズ機能の構築・推進）を目的とした研修会を、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しＷｅｂ会議により開催するなど、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みました。

○障害福祉サービス等事業所への医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に取り組みました。

○医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域において安心して暮らしていく上で、訪問診療を行う医師や訪問看護ステーションなどの医療資源、医療的ケアを提供できる障害福祉サービス事業所の不足が依然として課題となっています。特に、人工呼吸器管理が必要な子どもに対して医療的ケアを提供できる医療型障害児入所施設や短期入所事業所等の障害福祉サービス等事業所が不足しており、医療的ケアが必要な子どもが地域生活を行う上で必要な支援が充分ではないという課題が残されています。

○高度な医療的ケア（人工呼吸器、気管切開）が必要な子どもは、日常のケアに手指消毒用エタノール等が必要ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い手指消毒用エタノール等の入手が困難な状況が生じたため、高度な医療的ケアが必要な子どもがいる家庭に対する手指消毒用エタノール等の優先供給（各家庭へ配付）に取り組みました（令和２年８月以降は厚生労働省の手指消毒用エタノール購入専用サイトでの有償購入に移行して対応しました）。

【以上、子ども・福祉部】

○医療的ケアを実施する教員と看護師免許を有する常勤講師（以下、「看護師職員」）が、必要な知識と技能を身につけられるよう、医療的ケアガイドラインを活用するとともに、スキルアップ研修会（２回）の実施や研修ビデオの活用を進めました。また、看護師職員が指導医等から直接の指導・援助を受けることで、安全で安心な医療的ケアの実施や、保護者の付き添い期間が短縮されるなどの保護者の負担軽減につながりました。看護師職員しかできない人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが増加していることから、引き続き、安全に学校生活を送るための校内支援体制の整備を進める必要があります。

【教育委員会】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
「ＣＬＭと個別の指導計画」を導入している保育所･幼稚園等の割合（県）		58.5%	1.00	61.0%	64.0%	67.5%	67.5%
	57.4%	59.4%					
医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）		91 人	1.00	111 人	131 人	151 人	171 人
	71 人	107 人					

モニタリング指標	現状値	最新値
「ＣＬＭと個別の指導計画」を管内の保育所･幼稚園等のうち 50%以上導入している市町数（県）	22 市町 （H30 年度）	25 市町 （Ｒ２年度）
５歳児健診を実施する市町数	７市町 （R 元年度）	７市町 （R２年度）
在宅での医療的ケア児の数（20 歳未満）（県）	241 人 （H30 年度）	252 人 （R２年度）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

＜発達支援が必要な子どもへの支援＞

○県立子ども心身発達医療センターを子どもの発達支援の拠点として、引き続き、専門性の高い医療、福祉サービスを提供します。また、地域における支援体制の構築に向けて、市町における専門人材の育成支援の充実に取り組むなど、地域の関係機関との連携強化を進めます。さらに、初診申し込みの際のアセスメントの強化や、地域の小児科医等を対象とした発達障がい児の診察に関する実践的な研修を行うことにより、身近な地域での発達障がい児の早期診療を可能とする体制を整備します。

○途切れのない発達支援体制の構築に向けて、「ＣＬＭと個別の指導計画」の改良に取り組むとともに、研修や普及啓発事業等を実施し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。

【以上、子ども・福祉部】

○小学校・中学校・高等学校の教員の特別支援教育に関する専門性向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、小学校・中学校・高等学校の通級指導担当教員等のニーズに応じた研修会等の取組を進めます。

○伊勢まなび高校の通級による指導の実践事例をもとに、新たに通級による指導を実施するみえ夢学園高校において、生徒・保護者への説明や受講生の決定、教育課程の編成、教員研修等に取り組みます。

【以上、教育委員会】

＜医療的ケアが必要な子どもへの支援＞

○保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制やレスパイト体制を構築する取組を支援するとともに、小児の在宅医療に

対応できる訪問看護師等の医療従事者や支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成に取り組みます。

【医療保健部】

〇医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、４つの地域ネットワークを中心にして、市町や福祉、医療、保健、保育、教育など関連分野の関係者が連携し、切れ目のない医療・福祉サービスを提供することが重要です。
４つの地域ネットワークにおいて令和３年度から順次運用開始予定であるスーパーバイズ機能のフォローアップや活動支援に取り組み、地域における医療資源や障害福祉サービス事業所などの拡充をめざした地域ネットワークによる「地域づくり」を側面的に支援することにより、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿を拡充していきます。
〇新型コロナウイルス感染症の状況に応じて研修等の開催形式を検討しながら、医療的ケア児・者コーディネーター養成研修や障害福祉サービス等事業所での医療的ケアのスタートアップ（スキルアップ）研修を実施し、地域において医療的ケアが必要な子どもを支援できる人材の育成等に引き続き取り組みます。
〇医療機器等購入費や喀痰吸引研修受講費の補助により、医療的ケアが必要な子どもの地域における受け皿の拡充に引き続き取り組みます。
〇乳児院に医療機関等連絡調整員を配置し、医療機関との連携強化を図り、医療的ケアの必要な児童の円滑な受け入れを促進します。

【以上、子ども･福祉部】

〇医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師職員、教員の連携・協力のもとに安全に実施します。また、指導医・指導看護師が特別支援学校を巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師職員の不安軽減を図るとともに、常勤講師だけでなく、学校に勤務する看護師を任用します。小中学校も含め学校に勤務する看護師の医療的ケアに関する専門性の向上を図るため、研修会や情報交換会を実施します。

【教育委員会】

重点的な取組 11　仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

５年後のめざす姿

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

主な取組内容	①働き方改革や健康経営の推進【医療保健部】【雇用経済部】 ②女性の就労支援【雇用経済部】 ③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】 ④ハラスメントのない職場づくり【環境生活部】【雇用経済部】

評価結果をふまえた重点的な取組の進展度と判断理由

進展度※	（進んだ）	判断理由	重点目標を達成したほか、主な取組が概ね進展していることから、左のとおり判断しました。

【※進展度：（進んだ）、（ある程度進んだ）、（あまり進まなかった）、（進まなかった）】

令和２年度の取組概要と成果、残された課題（評価結果）

○働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施し、57 社を登録、うち４社を表彰するとともに、それらの優れた取組事例を広く紹介しました。今後も、より多くの企業・業種から申請がなされるよう、申請の少ない業種への企業訪問など制度のさらなる周知啓発が必要です。

また、働き方改革をさらに進めるため、働き方改革に意欲的な中小企業 10 社にアドバイザーを派遣して、労働環境の改善や生産性の向上などの課題解決を図るとともに、その取組事例を県内に広く展開させるため、取組成果共有会を開催しました。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける状況下において、時間や、場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて導入を検討している県内中小企業 11 社に対し、アドバイザーの派遣を行いました。

引き続き、県内で広く「働き方改革」が進むよう取り組むとともに、労働力不足が深刻な業種や規模の小さい企業を対象に、課題解決に向けたさらなる取組が必要です。

○働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修（計 406 名参加）等を実施し、女性の再就職を支援しました。引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に、就労継続の意識啓発を進めていく必要があります。

○三重県労働相談室において、ハラスメントを含む様々な労働相談に対応するため、関係機関と連携しながら、的確な対応に努めました。

【以上、雇用経済部】

○多くの県民の皆さんが一日の大半を過ごす職場での健康づくりが重要であることから、「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度を創設し、127 企業を認定しました。また、認定企業のうち、18 企業に健康経営を加速させる取組に対する「三重とこわか健康経営促進補助金」を活用していただくとともに、特に優れた健康経営を実践している６企業を「三重とこわか健康経営大賞」として表彰しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活習慣が変化し、心身への影響が見られる一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されてい

ることをふまえ、社会全体で「新しい日常」に対応した健康づくりに取り組んでいく必要があります。

【医療保健部】

○県内企業・団体等に対し、「女性の大活躍推進三重県会議」への加入や取組宣言の実施について働きかけを行ったところ、令和３年３月末時点の会員数は 526 件、自主取組宣言数は 165 件となり、また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出状況（努力義務分）は令和２年 12 月末時点で 363 件（全国４位）となっています。引き続き、女性の活躍推進に賛同いただける企業等の三重県会議への加入促進を行い、女性の活躍推進の気運をさらに高めていく必要があります。

○「みえの輝く女子フォーラム 2021」を開催し、リーダー層や男性の意識改革を促す講演会を開催しました。また、「仕組み」を変えることで「行動」が変わり、女性の活躍につながった事例を表彰する「チェンジ・デザイン・アワード 2021」や、県内で働く女性がロールモデルや女性リーダー育成講座「みえたま塾」修了生と交流する「働く女性のネットワーク交流会」を開催し、自身のキャリアビジョン等について考えるとともに、異業種の方とのネットワークの構築の場を提供しました。さらに、新たに、常時雇用労働者数 100 人以下の企業等を対象に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援に取り組み、12 社の計画策定につながりました。

○三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援しました。

【以上、環境生活部】

重点目標	元年度	２年度		３年度	４年度	５年度	６年度
	現状値	目標値 実績値	達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
多様な就労形態を導入している県内事業所の割合 （三重県「三重県内事業所労働条件等実態調査」）		78.9%	1.00	79.9%	80.9%	81.4%	83.6%
	77.9%	80.7%					

モニタリング指標	現状値	最新値
女性が結婚・出産した場合の働き方について、「産前産後休暇や育児休業等を利用しながら、出産後も働き続ける（キャリアを継続する）方がよい」と考える人の割合 （三重県「e-モニター調査」）	59.3% （H30 年度）	60.1% （R２年度）

令和３年度の改善のポイントと取組方向

○誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方の実現に向けて取組を進める中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、働き方が大きく変わりつつあります。企業の規模、業種にかかわらず働き方を見直すとともに、健康経営の視点も入れながら、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進め、働き方改革を県内に広く普及していきます。さらに、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、引き続き県内企業への働きかけや支援を行うとともに、企業、

経済団体、労働団体、行政など関係団体が一体となって県全体へのテレワークの浸透を図ります。

〇働く意欲のある女性が、希望する形で就労することができるよう、引き続き、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援するとともに、県内高等教育機関の学生を対象に仕事と家庭の両立に関する講座の開催等により、就労継続の意識啓発を進めていきます。

〇相談内容が年々複雑・多様化する中で、ハラスメントを含む様々な労働相談に対応するため、引き続き労働相談室において関係機関と連携しながら、的確な対応に努めます。

【以上、雇用経済部】

〇新型コロナウイルス感染症がさまざまな影響を与える一方で、健康への関心が高まるとともに、重症化予防や健康づくりの重要性が再認識されていることをふまえ、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れながら、「新しい日常」に対応した健康づくりを推進します。

【医療保健部】

〇女性が活躍できる環境整備に向けて、企業等を対象とした講演会を開催するとともに、「チェンジ・デザイン・アワード」を実施し、県内企業等の優良取組事例の顕彰と発信を行い、女性活躍の取組の水平展開を図ります。また、県内中小企業等における一般事業主行動計画策定等の支援に取り組みます。

〇ワーク・ライフ・バランスやハラスメントの防止などさまざまなテーマを通して男女共同参画を考える「フレンテトーク」を実施し、誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりを支援していきます。

【以上、環境生活部】

令和２年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧

（１）子どもの権利について学ぶ機会の提供等

取組名	取組概要	対象	担当課
「三重県子ども条例」推進・啓発等の実施	出前トークを実施し、「三重県子ども条例」の理念や条例に基づく取組に県民の方がより一層理解を深め、子どもの育ちへの支援を学んでいただけるように取り組んだ。	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
施設の子どもへの「子どもの権利ノート」の配付	新しく児童養護施設等に入所する子どもに対し、施設での生活がどのようなものかなどを知り、一人ひとりが守られる存在であることを知ることができるように「子どもの権利ノート」を配付した。 （令和２年度　82人）	幼児・小学生～高校生	子ども・福祉部 子育て支援課
移動人権啓発事業	商業施設を利用してパネル展示、啓発物品の配布等を実施し、子どもの権利を含めた人権尊重の思想を県民に広めた。 （実施回数：9回、参加者数：702人）	子ども、大人	環境生活部 人権センター
「非行防止・薬物乱用防止教室」の開催	少年の規範意識を向上させるため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を訪問し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催した。（令和２年度、実施回数：延べ330回、参加者数：延べ27,900人）	幼児～高校生、大学生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
三重県立図書館児童コーナー、ティーンズコーナー	子どもの知る権利の確保のため、児童書の新刊購入に努めるとともに、図書の閲覧、貸出、参考調査等のサービスの提供を行った。 ・児童等向け図書、雑誌購入（2,167 冊） ・児童等向け図書、雑誌貸出冊数（個人貸出）（95,339 冊）	子ども、大人	環境生活部 図書館
「命の大切さを学ぶ教室」の開催	教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子どもを亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識のかん養や次世代を担う若者の規範意識の向上に努めた。 （開催回数：7回、受講者数：1,320人（うち、中高生：1,247人））	中学生、高校生および大学生	警察本部 警務課
「交通安全アドバイザー」の派遣	幼児・小学生等が、正しい交通ルールと交通マナーを身に付け、交通事故の当事者となることを防ぐため、「交通安全アドバイザー」を幼稚園、小学校等に派遣する出前方式の参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。 （令和２年度、幼児：1,181人、小学生：2,511人、保護者：314人、高齢者：273人、その他：652人） また、「自転車の交通安全教室」「横断歩道の正しい渡りかた」と題した交通安全教育動画を作成し、ＹｏｕＴｕｂｅ三重県警察公式チャンネルに掲載した。	幼児・小学生、保護者および高齢者	警察本部 交通企画課

（２）子どもが意見表明する機会の設定等

取組名	取組概要	対象	担当課
児童相談所におけるアドボカシー	平成30年度から、児童相談所職員等を対象にアドボケイト養成研修を行い、「職員の支援が子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保障する」といったアドボカシーの原則等を学んでいる。 また、一時保護所において、アドボケイトの試行的取組を実施している。	～高校生	子ども・福祉部 子育て支援課
キッズ・モニターアンケートの実施	県の施策に子どもの意見や状況を取り入れるため、子どもを対象にインターネットを用いた電子アンケートに回答していただく「キッズ・モニター」を実施した。（実施回数：７回） （テーマ） ①障がいと手話について（子ども・福祉部） ②地産地消と食育について（農林水産部） ③新型コロナウイルス感染症にかかわることについて（教育委員会事務局） ④子どもの権利とみえこどもの城について（子ども・福祉部） ⑤これからの道路について（県土整備部） ⑥お米について（農林水産部） ⑦美術館と美術について（三重県立美術館）	小学4年生～高校生	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課
ありがとうの一行詩コンクールの実施	コロナ禍であらためて認識した家族や仲間などへの感謝の気持ちを伝えることをテーマに、ありがとうの一行詩を募集し、87作品を表彰した。（応募作品数：13,307作品）	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
明るい選挙啓発ポスターコンクール	選挙が明るく正しく行われるよう啓発用のポスターを募集し、県審査特選作品については中央審査（主催は（公財）明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会等で文部科学省、都道府県教育委員会の後援）へ出品した。 （参加校数：県内13市町89校、参加者数：882人）	小学生～高校生	選挙管理委員会
みえの地物が一番！朝食メニューコンクール	小学生（５・６年生）および中学生を対象に、子どもたち自身が地場産物を使用した朝食メニューを考え、調理するコンクールを実施した。この取組を通して、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けるとともに、地場産物や生産者についての理解を深めた。 (応募総数：小学生の部 934 作品、中学生の部 3,342 作品、優秀賞各部５作品)	小中学校・特別支援学校の児童生徒	教育委員会事務局 保健体育課
人権メッセージ募集	県民が、差別をなくすために真剣に取り組み、県民一人ひとりが、人権啓発の主体者であることの意識付けにつながるよう人権メッセージを募集した。（取組件数：2,671件）	子ども、大人	環境生活部 人権センター
人権ポスター募集	県内の小中高等学校等の児童・生徒が人権について考え、表現する機会としてポスターを募集した。優秀作品により人権カレンダーの作成や巡回展示による啓発を行った。 （取組数：129校　取組数：19,808人）	子ども（小・中・高校生等）	環境生活部 人権センター
人権フォトコンテスト	「自分らしく生きる姿」「共に生きる姿」「命の大切さ」をテーマに生活の様々な場面における「人権」を感性でとらえたコンテストを開催した。募集・応募・優秀作品の展示の過程を通じて人権尊重を広く県民に啓発した。 （応募件数：180件）	子ども、大人	環境生活部 人権センター
三重県高等学校科学オリンピック大会	高校生が学校ごとのチームで、授業での学習をベースに生活に関連した課題に取り組むことにより、数学・理科・情報や科学技術に対する興味や関心を喚起するとともに、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図った。（10月18日開催 15校 15チーム 参加人数 118名）	高校1、2年生	教育委員会事務局 高校教育課
薬物乱用防止ポスター	薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、中学生、高校生から薬物乱用防止の大切さを同世代に訴えるポスターを募集し、入賞作品は県内で展示するとともに、三重県ホームページに掲載した。 （応募点数：892点）	中学生～高校生	医療保健部 薬務課
地球温暖化防止啓発ポスターコンクール	県民の地球温暖化防止への関心、意識を高めることを目的として、小・中学生を対象にポスターコンクールを実施した。 （応募者：小中学校　81校、1,663人）	小学生、中学生	環境生活部 地球温暖化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
野生生物保護啓発ポスターコンクール	ポスター制作を通して野生生物についての保護意識を高めるとともに、県民への普及啓発を図ることを目的として、小学生～高校生を対象にポスターコンクールを実施した。 （応募数：小中学校・高校・特別支援学校 112校 1,118人）	小学生～高校生	農林水産部 みどり共生推進課
全日本中学生水の作文コンクール	8月1日の「水の日」および8月1日～7日の「水の週間」に合わせ、中学生が水について理解を深めるための取組の一環として「全日本中学生水の作文コンクール」を実施した。（テーマ「水について考える」 （三重県応募総数：399作品）	中学生	地域連携部 水資源・地域プロジェクト課
土砂災害防止に関する絵画・作文	土砂災害の防止と被害の軽減を図るため、国と各都道府県では、毎年6月を「土砂災害防止月間」として、各種の活動を実施した。その活動の一環として、小中学生を対象とした絵画・作文を募集し、優秀な作品を表彰する取組により啓発に努めた。 （応募数：小中学校7校　13件）	小学生～中学生	県土整備部 防災砂防課
河川・海岸愛護ポスターの募集	川と海の役割や大切さについて理解と関心を深めるため、国と各都道府県では、毎年７月を「河川・海岸愛護月間」として、各種の活動を実施している。その活動の一環として、小中学生を対象にポスターを募集し、優秀な作品には知事賞・議長賞等の授与を行った。 （応募数：小中学校45校　316件）	小学生～中学生	県土整備部 河川課
国土と交通に関する図画コンクール	人びとの生き生きした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しい良好な環境等を実現するためのハード・ソフトの基盤形成への理解を深めてもらう活動として、国の取組に呼応し、小学生を対象に図画を募集し優秀な作品を表彰することにより啓発に努めた。 なお、その中から佳作1点を受賞した。 （応募数：県内10校　38件）	小学生	県土整備部 県土整備総務課
交通安全メッセージ運動	子どもが保護者等の身近な人と交通安全に関するメッセージ交換をすることで、子どもの交通安全意識を高め、家庭からの交通安全意識の向上を図った。 （1,656組参加）	子ども、大人（主に保護者）	環境生活部 くらし・交通安全課
ビブリオバトル推進事業	ビブリオバトル（書評合戦）を活用した読書活動の推進（校内行事等への導入をはじめとした普及活動、ビブリオバトルの開催）により、中学生・高校生の思考力・判断力・表現力等の育成を図った。（中学生・高校生ビブリオバトル大会及び普及活動参加校数：３１校）（県大会中止を含む）	中学生 高校生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

（３）　子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

取組名	取組概要	対象	担当課
人権まなびの発表会	例年、それぞれの学校で取り組んだ人権学習や人権に関する生徒の自主的な活動の成果を発表し、交流する人権まなびの発表会を、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、発表校の取組をスライドや動画にまとめたDVDを作成し、希望する学校の生徒が視聴し、校内で意見交換する形で実施した。９校が取組を発表し、39校(発表校を含む)の生徒525人(昨年度23人)が視聴を行った。 ・視聴期間：11月２日～12月25日 ・視聴者数：611人（生徒525人 教職員等86人）	高等学校・特別支援学校高等部の生徒および教育関係者	教育委員会事務局 人権教育課
高校生フェスティバル	「三重県立高等学校産業教育フェア」「みえ高文祭」「三重県高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会」「高校紹介ひろば」を実施し、高校生が日頃の学習や文化活動等の成果を情報発信した。 ・実施日：10月23～25日 ・開催場所：三重県総合文化センター、 イオン津ショッピングセンター ・参加生徒延べ約1,400人、一般来場者延べ約2,000人	子ども、大人	教育委員会事務局 高校教育課
みえこどもの城の運営	みえこどもの城において、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供した。（運営については、指定管理にて民間団体に委託している。） ・プレイランドの遊具やカプラ（積み木）の設置 ・芸術分野や科学分野の工作メニューや紹介動画の提供 ・クライミングウォールの実施 ・各種イベントの実施	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
発明くふう展	子どもたちの発明・発見への関心をいっそう高め、ものづくりの楽しさや未来の科学への夢を喚起し、子どもたちの「科学の心」を育成することを目的として、子どもたちの発明に関する作品167点（工作62点、絵画105点）を展示する「発明くふう展」を開催した。 ・開催日：10月3日（土）、4日（日） ・開催場所：津リージョンプラザ３階展示室 ・参加人数：327人	幼児～高校生	雇用経済部 ものづくり産業振興課
三重県環境学習情報センター	社会見学の受入れ、各種環境講座の実施等を通じて、環境保全に関する気づきや実践への機会を提供した。 ・見学視察、体験教室（学校関係80回　5,066人、一般46回　167人） ・夏休みこども環境講座（４回　50人参加） ・秋のこども環境講座（３回　30人参加） ・冬休みこども環境講座（１回　21人参加）　　等 （環境教育参加者数：13,750人）	子ども、大人	環境生活部 地球温暖化対策課
キッズＩＳＯ14000プログラム	小学校、企業、行政が連携してキッズＩＳＯ14000プログラムに取り組むことにより、家庭を巻き込んだ環境保全活動を推進した。 （参加児童数：小学校２校 90人）	小学生、大人	環境生活部 地球温暖化対策課
花育の取組（フラワーブラボーコンクール）	中日新聞社と７県１市が主催となり、学校環境の美化と豊かな情操教育、花による地域の快適な環境作りなどに役立てることを目的に、小中学校等を対象とした学校花壇コンクールを開催した。 今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校花壇コンクールの審査・表彰は中止とし、その代替として、参加校が中日新聞社に花壇の作成報告を行い、作成記念の参加証や額縁付き写真パネルが贈呈された。（FBC参加校数：61校　うち写真パネル贈呈校 小学校9校、中学校1校）	小・中学生	農林水産部 農産園芸課 教育委員会事務局 小中学校教育課
鈴鹿青少年センター主催事業「レッツ親子アウトドア体験」	夏休みを利用した日帰りの野外炊飯や創作活動を行い、気軽に参加して親子で協力する体験を実施した。 （実施日：8月1日　参加者数：28人）	小学１年生～３年生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「わくわくファミリーキャンプ」	小中学生とその保護者が、親子で行う創作活動や野外炊飯等に挑戦して、家族で協力して目的を達成する体験を実施した。 （実施日：11月14日～15日　参加者数： 30人）	小中学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課

取組名	取組概要	対象	担当課
鈴鹿青少年センター主催事業「ウィンター親子dayキャンプ」	幼稚園児から小学校3年生とその保護者を対象に、野外炊飯、宝探しラリーに挑戦して、家族で協力して目的を達成する体験を実施した。 （実施日：12月5日　参加者数：30人）	保育園児・幼稚園児（年中・年長）～小学３年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
鈴鹿青少年センター主催事業「おもしろ自然科学教室」	観察や実験を通して、自然や科学の面白さや不思議を経験する講座を実施した。 （実施日：１月30日（葉っぱのふしぎ発見）、2月7日（電気パンを作って電流の働きを学ぼう）、2月14日（光センサーとトランジスターで電子工作）　参加者数：69人）	小学４年生～６年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「親子deキャンプ(秋編）」	熊野少年自然の家をベースに大自然の中での親子で行うキャンプにより家族で野外活動をする楽しさを味わった。 （実施日：10月3日～4日　場所：熊野市金山町　熊野少年自然の家　参加者数:延べ21人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家 主催事業「ファミリー農園」	大自然の中で、親子で春に野菜の苗を植え、秋に収穫し、その場で調理し食べるまで行い、収穫の喜びを味わった。 （実施日：６月７日、11月1日 場所：少年自然の家野外炊飯設備、参加者数：延べ31人）	小学生～大人まで（小１、２は保護者同伴であること）	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「身の回りの科学講座」	空気など自然の中にあるものの力を引き出す科学の楽しさを学んだ。 （実施日：７月11日、10月24日、１月23日　参加者数：延べ　63人）	小学３～６年生	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「化石発掘体験会」	親子で発掘体験を行い出土した化石についての学習を行うことで、体験を通し自然科学を楽しく学んだ。 （実施日11月28日　2月27日　場所：尾鷲市行野浦海岸　参加者数：延べ46人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
熊野少年自然の家主催事業「渓流で遊ぼう」	熊野市の大又川で親子でリバーカヤックの体験や、アユとアマゴのつかみ取りを体験し、昼食でアユ等のバーベキュー、午後からは釣りも行い自然体験を楽しく学んだ。 （実施日：8月23日、場所：熊野市五郷町大又川、参加者数：30人）	小学生とその保護者	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
森林環境教育・木育の推進	森林の持つさまざまな機能や木材利用への理解を深めるとともに森林教育について知っていただくため、学校等における出前授業の実施や、木や森林を活用した体験を通して子どもが木や森林について楽しみながら学べるイベント「みえ子ども森の学びサミット」「森の学校」の企画・開催、木製玩具の展示・体験イベント「ミエトイ・キャラバン」の開催、森林をフィールドとして子どもたちが主体的に活動するプログラム「自然環境キャンプ」の実施、森林教育の指導者養成等に取り組んだ。 （出前授業16回実施、「みえ子ども森の学びサミット」開催予定日：12月５日、場所：みえこどもの城（新型コロナウイルス感染症拡大により開催中止）、「森の学校」22回開催 、「ミエトイ・キャラバン」6回開催、「自然環境キャンプ」５回実施、指導者養成講座 10回実施）	子ども(小学生が主)、大人	農林水産部 森林・林業経営課

（４）子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

取組名	取組概要	対象	担当課
預かり保育の推進	私立幼稚園において、地域の実態や保護者のニーズに応じ、正規の教育時間開始前や終了後、および休業日に教育活動を実施するための人件費に対し助成を行った。 （助成私立幼稚園数：13園　令和２年度交付決定数）	学校法人	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後子ども教室の推進	放課後児童対策の一つとして、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、活動場所を設け地域の方々の参画を得て文化スポーツ学習活動などの取組を支援し、子どもが地域社会の中で健やかに育まれる居場所を確保した。 （実施地域：19市町、教室数：74教室　放課後子ども総合プラン実施状況調査より）	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
放課後児童健全育成事業の推進	放課後児童対策事業費補助金を支給する等、市町が行う放課後児童クラブ施策を支援した。 （実施地域：29市町、クラブ数：432クラブ　放課後子ども総合プラン実施状況調査より）	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
保育士に対する研修の実施	新任保育士の資質の向上や就業継続支援を図るための研修、人権問題についての正しい知識を習得するための研修等を実施した。 (新任保育士就業継続研修：92人、人権保育専門講座：６市町、８講座)	保育士等	子ども・福祉部 少子化対策課
特別保育の促進	市町が実施する延長保育(私立165か所）（R2.3.31時点）、病児・病後児保育（16か所）（R2.4.1時点）など多様な保育サービスを支援した。	市町	子ども・福祉部 少子化対策課
幼稚園教育研究協議会の開催	教員等の指導力を高め、本県における幼稚園教育の振興・充実を図るため、県内の国公私立幼稚園、小学校、市町教育委員会等関係者を対象に、幼稚園の教育課程の編成及び実施や保育技術に関する専門的な講義、研究協議を行った。令和２年度は、感染拡大防止の観点からオンライン開催とした。 （参加者数：154人）	幼稚園教諭等	教育委員会事務局 小中学校教育課
不登校対策事業	学校からの情報提供により、不登校児童生徒の実態を把握・分析するとともに、長期にわたり不登校の状態にある児童生徒を対象に訪問型支援を行い、一人ひとりの状況に応じた支援を実施した。また、小中学校が連携しながら児童生徒が主体となった授業や行事を実施し、仲間づくりや居場所づくりに取り組む「魅力ある学校づくり」の研究を亀山市内全中学校区で進め、その取組をリーフレットにまとめ県内に広く普及した。加えて、学校外での多様な学びを支援するため、各市町が所管する教育支援センターの指導員を対象とした事例検討会や、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行った。	児童生徒 教職員 フリースクール 教育支援センター	教育委員会事務局 生徒指導課
スクールカウンセラー等活用事業	いじめや暴力行為等の問題行動、不登校や貧困など多様な課題に対応するため、スクールカウンセラー（ＳＣ）を各公立中学校区と高等学校に配置した。また、学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣するとともに、ＳＳＷが県立高校と中学校区を巡回し、関係機関との連携のもと、課題の解決に向けた支援を進めた。 【ＳＣの配置校：全151中学校区（小学校312校、中学校150校、義務教育学校１校、高等学校56校）】 【ＳＳＷの配置：13人を県教育委員会に配置】	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
みえの親スマイルワークの活用	教育委員会や三重県ＰＴＡ安全互助会と連携し、親の役割や自身の成長について、気づき、学び会う機会を提供する参加型のプログラムである「みえの親スマイルワーク」を活用し、保健センターや子育て支援センター、ＰＴＡ等で、子育て中の親を対象にワークシートのテーマに基づき、子育ての思いや悩み、不安などを語り合い、共感するなどの機会を提供した。（連携実施回数3回、86人参加）	大人	子ども・福祉部 少子化対策課
子育て家庭応援クーポン	地域の商店や企業の協賛による、18歳未満の子育て世帯及び妊娠中の世帯に対して割引やサービスの提供を働きかけた。（協賛企業数：2,414店舗　令和３年３月末現在）	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
みえ次世代育成応援ネットワークの活動促進	社会全体で子どもや子育て家庭を支える地域を実現するために、地域の担い手である企業や子育て支援団体等が参画し活動している「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員拡大および活動促進を図った。 （会員数：1,584　　令和３年３月末現在）	大人	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
子どもの育ち支援活動拠点の設置・運営	子どもの育ちを応援する「みえの子ども応援プロジェクト」の活動拠点として、商業施設に「よっかいちステーション」を設置し、毎週火曜日と第4土、日曜日に、企業や団体等がボランティアとして、おもちゃの病院、太鼓体験、工作など、親子がふれあいながら楽しむ機会を提供した。（来場者数10,490人）	子ども、大人	子ども・福祉部 少子化対策課
県生涯学習センター講座	市町行政や関連施設等と連携しながら、社会の要請に対応できる地域指導者の人材育成講座等を実施した。テーマは市町のニーズに基づき決定した。 子どもの読書活動の推進をテーマにした講座を実施 　会場　志摩市立図書館　9月30日　13人、10月7日　13人	大人（読書ボランティア等）	環境生活部 文化振興課
みえ子ども医療ダイヤル（＃８０００）	子どもの急な病気や事故、薬に関する心配について、医療関係の専門職員が電話相談に応じた。 ・相談時間：毎日19時30分～翌朝８時00分 ・相談件数：7,075件	大人	医療保健部 医療政策課
「女性が働きやすい医療機関」認証制度	子育て時の当直免除など女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を目的に、女性が働きやすい勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を認証するとともに、広く周知を図った。 （令和２年度認証医療機関数２医療機関）	医療機関	医療保健部 医療介護人材課
いじめ電話相談	子ども、保護者等を対象にいじめ電話相談を実施した。 （相談時間：毎日24時間（365日）） ・いじめ電話相談件数　101件	子ども 保護者 等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
教育相談	子ども、保護者、教職員を対象にプレイセラピーやカウンセリング等の面接相談、電話相談を実施した。 （相談時間：年末年始祝日を除く月水金９時～21時、火木９時～17時） ・電話相談件数　3,533件 ・面接相談件数　5,674件	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
体罰に関する電話相談	子ども、保護者等を対象に体罰に関する電話相談を実施した。 （相談時間：年末年始祝日を除く月水金９時～21時、火木９時～17時） ・体罰に関する電話相談件数　19件	子ども 保護者 等	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子ども専用電話相談	子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「子どもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けを行った。虐待やいじめなど子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応した。 ・フリーダイヤル ・相談時間：年末年始を除く毎日13時～21時 ・相談件数：1,256件（令和２年４月１日～令和３年３月31日）	子ども	子ども・福祉部 少子化対策課
妊娠レスキューダイヤルの設置	若年層の望まない妊娠で周囲に相談できない等子どもたちの悩みに対する電話相談窓口を運営するとともに、医療・保健・教育・福祉等関係機関が連携し早期からサポートすることで児童虐待の未然防止に努めた。 また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり増加した若年層の予期しない妊娠に関する相談に対応するため、SNS相談窓口を開設した。 ・相談時間：毎週 月・水　15:00～18:00、土 ９:00～12:00 （年末年始、祝日を除く） LINE相談窓口については令和2年6月1日開設 ・相談件数：電話165件（R2年度）、LINE146件（R2年度）	若年層（10歳代）	子ども・福祉部 子育て支援課
思春期保健指導セミナー	中高生の性や望まない妊娠等、思春期の子どもたちや家族が抱える性にまつわる問題を関係者が共通理解し、各々の機関で実践に活かす手法を学ぶ目的でセミナーを開催した。 （開催日：令和３年２月11日、開催形式：オンラインによるＷｅｂセミナー　参加者数：484人）	大人（医療関係者・教育関係者、保健関係者等）	子ども・福祉部 子育て支援課
給食施設巡回指導	給食を実施している保育所等児童福祉施設、私立幼稚園及び学校に栄養指導員が巡回し、管理栄養士、栄養士の配置及び適切な栄養管理等の実施について指導助言を行うとともに、食育の視点も捉えた指導を実施した。 （巡回指導施設数：17施設）	施設管理者および給食従事者	医療保健部 健康推進課

取組名	取組概要	対象	担当課
若年層の自殺対策推進体制構築事業	子どもの自己肯定感を高めるとともに、ストレスとの付き合い方や問題に遭遇した時、周囲に助けを求めることが大切であることを伝え、また、相談しやすい環境づくりや精神疾患への早期支援を地域の実情に応じて取り組んだ。 ・専門相談窓口の設置　新規相談件数　171件 ・アウトリーチ型支援　36件 ・教職員等を対象とした研修：３回　61名受講 ・生徒を対象とした自殺予防の授業：8校　19回　1,767名受講 ・保健医療・教育関係者等を対象とした研修：２回　20名受講 ・関係機関による支援ネットワーク会議への参加助言等：7回	主に中高校生およびその保護者・学校関係者	医療保健部 健康推進課
人権に関わる相談員スキルアップ講座等	人権の視点での県内各機関の相談員等の資質向上を図るため、人権に関わる相談員等スキルアップ講座を開催した。 ・講座「子どもの虐待」「多文化共生社会の実現に向けて～次世代のために私たちができる事～」「一人一人が生きやすい社会のために～性のあり方について考える～」３講座 （取組数：3講座、参加者数：188人）	大人（人権に関わる相談員）	環境生活部 人権センター
ＳＮＳを活用した相談	いじめをはじめとするさまざまな悩みを抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、多言語で相談できるＳＮＳを活用した相談を実施した。 ・開設期間：令和２年４月１日～令和３年３月31日 ・相談時間：平日午後５時から午後10時まで ・対象者：県内全ての中学生、高校生 ・相談件数：786件	子ども	教育委員会事務局 研修企画・支援課
子どもの心サポート事業	思春期の子どもたちの悩みや不安に対する理解と適切な支援が行えるよう、教育相談に関する研修会を実施した。教職員の資質向上を図るとともに、学校では解決が困難なケースを中心に、カウンセリングや心理療法等の面接相談を実施した。 ・思春期の子どもの心を理解する研修講座数　３講座 ・思春期の子どもに係る面接相談件数　2,415件 教育相談に関する研修会を実施し、児童生徒の心の問題に対する理解と適切な支援が行えるよう、教職員の資質向上を図った。また、学校における教育相談体制の確立に向けて、中核的リーダーを育成する研修を実施した。 ・教育相談に関する研修講座数　15講座 ・延べ受講者数　384人	子ども 保護者 教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課
生活困窮家庭の子どもの学習支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、県所管地域（多気町を除く郡部）の生活困窮家庭（生活保護受給世帯を含む）の中学生を対象に、学習習慣の確立、志望校への進学支援などの学習支援を行った。また、高校生をはじめ、高校を中退した人、中学校卒業後進学していない人（「高校生世代」という。）を対象に、進学、就労に向けた進路選択や再就学等の相談支援等に取り組んだ。 ・支援者数：高校生世代３人 中学生１６人 （うち中学３年生　１０人のうち９人が高校進学）	中学生 高校生世代	子ども・福祉部 地域福祉課
日本語指導の充実及びＪＳＬカリキュラムの実践研究の推進	外国人生徒支援専門員を活用し、外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による学習指導や進路相談等を実施した。また、日本語指導が必要な外国人生徒等の学習指導に係る情報について、調査票を活用して中学校から高等学校へ必要な情報の引継ぎを行う取組を進めた。 ・外国人生徒支援専門員の配置　７人（うち２人はコロナ対応） ・調査票を活用した中学校から高等学校への情報の引継ぎ ７市で実施	高校生、教員	教育委員会事務局 高校教育課
多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒が、将来、社会の一員として自ら能力を発揮し活躍できるよう、外国人児童生徒の在籍が多い拠点校等のノウハウを生かした受入体制整備を進めるとともに、外国人児童生徒巡回相談員（令和元年度の13名から１名増員し14名）の派遣等による日本語指導、学校生活への適応指導の充実、教科指導型日本語指導（ＪＳＬカリキュラム）の実践事例の普及を図った。	小中学生、教員	教育委員会事務局 小中学校教育課

取組名	取組概要	対象	担当課
教職員研修	主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善による授業力向上や教育課題への対応力等の専門性について、職種や経験年数に応じた研修を実施した。また、教職経験の異なる教員の相互研鑽による授業実践研修等を実施した。学校改善や授業研究を推進できる人材を育成する研修、日本語指導を地域や学校において推進できる人材を育成する研修を実施し、中核的リーダーを育成した。さらに、「１人１台端末活用」等に対応できる専門性の向上に向けた研修を実施した。 なお、研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型の研修、動画配信等を活用したオンデマンド型の研修、研修資料提供による研修を実施した。 ・延べ実施講座数　335講座 （研修形態別内訳）集合研修　37講座 遠隔研修　285講座 資料提供　13講座 ・延べ受講者数　42,028人	教職員	教育委員会事務局 研修企画・支援課 研修推進課
ワークシート作成（全国学調、みえスタディ・チェック、ワークシート（３点セット）活用支援事業）	授業改善の充実を図るため、学習指導要領の趣旨や内容に基づき、みえの子どもたちのつまずきに対応したワークシート集を県内小中学校に冊子で提供した。＜学-Viva!!セットとして年３回（６月：通常の年の４月から７月までの学習内容のうち、特に積み上げていくことが求められる基本的な内容、10月：昨年度３月から本年度10月までの各単元における基本問題、２月：国語、算数・数学の学習内容において時につまずきが見られる基本問題）＞ 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業より、在宅で学習を行っている子どもたちを支援するため、基本問題で構成した学習プリント（304シート）を小学校１年生から中学校３年生を対象に、みえの学力向上県民運動WEBページで提供し、５月１日から、ポータルサイト「みえびぃ学びの応援サイト」を開設した。 みえスタディ・チェックを実施し、過去の状況と比較検証できるよう、これまでに出題した問題を活用し、同一、同趣旨の問題で作成した。	小中学校教職員	教育委員会事務局 学力向上推進ＰＴ
みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業	子どもたちが運動の楽しさや喜びを知り、運動することが好きになるよう、研修会等をとおして授業の工夫や改善を図った。さらに、学校・家庭・地域が主体となって子どもたちが運動する機会を増やすよう取り組むとともに、生活習慣の改善を総合的に推進し、体力向上に向けた取組を継続的に進めた。なお、小学校教員対象の実技研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。 〇就学前教員対象研修会　11月　23名参加 〇小学校教員対象研修会（8月中止） 〇中・高等学校研修会　12月　4回合わせて142名参加	就学前・小学校・中学校・高等学校の教員および児童生徒、幼児と保護者、市町等教育委員会等	教育委員会事務局 保健体育課
元気アップブロック別協議会	令和２年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の中止に伴い、県独自に実施した、50m走を中心とした体力調査の結果に基づき改善した元気アップシートの内容について、市町教育委員会との共有を行った。また、各小中学校が学習評価を含む教育課程の編成を円滑に進めることで、児童生徒の実態に応じた目標を設定し、体力向上の取組改善や「1学校1運動」が効果的に実践されるようブロック別協議会を開催した。 ・2月25日、26日計500名参加	小学校・中学校・高等学校の教員	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動サポーター派遣事業	中・高等学校の部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、部活動の取組を充実させた。 （中学校５校５人、県立高等学校42校に対し45人を派遣）	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
運動部活動指導員配置促進事業	中学校（文化部を含む）・高等学校の運動部活動に、教育に対する理解及び専門的指導力を備えた地域の指導者を、運動部活動指導員として配置することで、顧問教員の負担軽減や運動部活動の充実・活性化を図った。 （中学校28校に対し43人配置、県立高等学校５校５人を配置）	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課
武道等指導充実・資質向上支援事業	中学校における武道・ダンスの必修化に伴う課題を解決するため、安全に配慮した指導ができるよう、専門性を有する地域の武道・ダンス指導者を外部指導者として中学校に派遣し、保健体育科における武道・ダンス授業の充実を図った。 （中学校 15校に対し 14人(実人数)）	地域のスポーツ指導者	教育委員会事務局 保健体育課

取組名	取組概要	対象	担当課
子ども読書活動推進会議	「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づく県の取組や課題について、各委員の専門的な知識や実践をもとに読書活動推進のための幅広い意見を聴取するとともに、県の推進計画の進捗状況の定期的な管理と新たな推進施策について提案・検討のための会議を開催した。（２回）	三重県子ども読書活動推進会議委員	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座	学校支援地域本部関係者、コミュニティスクール関係者、教職員等を対象に地域が学校と連携・協働して地域を創生する「地域・学校協働活動」の中核を担う地域学校協働活動推進のためのコーディネーターの育成を図るため養成講座を実施した。（３年間で９回計画：本年３年次、８月５日、１０月７日、2月１５日：延べ参加者数２０７名）	学校支援地域本部関係者、コミュニティスクール関係者、教職員等	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課
少年相談110番	少年や保護者等から家庭問題、交友問題、学校問題、犯罪被害等の悩みや困り事の相談に応じ、必要な指導・助言を行った。 ・フリーダイヤル ・相談時間：祝祭日、年末年始を除く月から金曜日９時から17時 （令和２年度、相談件数：18件）	子ども、保護者、教職員等	警察本部 少年課
「三重県版コネクションズ」による非行少年の立ち直り支援等	家庭、学校、交友等の周囲の環境や自身に問題を抱えた少年に対し、少年警察協助員、大学生ボランティア等の少年警察ボランティアや関係機関・団体等と連携し、農業体験や社会奉仕体験活動等の立ち直り支援に取り組んだ。 （平成23年３月から令和３年３月末までの間、支援対象少年：延べ163人、支援回数：延べ2,994回）	非行少年 被害少年	警察本部 少年課
インターネット上の違法・有害情報から少年を守る対策	インターネット利用に起因する児童の犯罪被害を防止するため、携帯電話販売店に対し、スマートフォン等販売時に使用者が子どもである場合には保護者に対するフィルタリングの説明・推奨等を徹底するよう要請した。 （令和２年度、携帯電話販売店：延べ８店舗） 非行防止教室等を通じ、児童・生徒、保護者等に対してインターネット利用に潜む危険性やフィルタリングの必要性、家庭でのルールづくり等の啓発を実施した。 （令和２年度、インターネットに係る非行防止教室実施回数：延べ181回、参加者数：延べ16,919人）	携帯電話事業者 小学生～高校生、専門学校生、保護者および教員	警察本部 少年課
学校薬剤師による薬物乱用防止教室「くすりの正しい使い方教室」	覚醒剤などの違法薬物の乱用だけでなく、医薬品を医療目的から逸脱した用量や用法などの医療目的以外で使用することも薬物乱用であるため、一般用医薬品などのくすりの服用方法や副作用などくすりの正しい使い方について、学校薬剤師が薬物乱用防止教育の一環として薬物乱用防止教室を実施した。 （実施校数：126校）	小学生（高学年）～高校生	医療保健部 薬務課
薬物乱用防止教育認定講師等による薬物乱用防止教室「ダメ。ゼッタイ教室」	ライオンズクラブ国際協会３３４－Ｂ地区と公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが共同で認定した薬物乱用防止教育認定講師等が実施した。 啓発用ビデオやＣＤ－ＲＯＭを活用した薬物乱用防止教育と地域のおじさんやおばさんとして、人生の豊富な経験を生かし「語り部」として、生き方「ライフスキル」を青少年に伝えた。 （実施校数：91校）	小学生～高校生	医療保健部 薬務課
インターネットの適正利用の推進	児童生徒に関わるインターネット上の問題ある書き込みを検索するネットパトロールについて、例年実施している年３回（平日15日間を３回）に加え、新型コロナウイルス感染症に係る不適切な書き込み等の検索を、平日の毎日実施した。さらに、ネットパトロールでは検知が難しい、ＳＮＳなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、県民の方が、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を作成し、運用した。把握した書き込みは学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応した。	児童生徒 教職員 保護者	教育委員会事務局 生徒指導課
青少年健全育成協力店運動	「三重県青少年健全育成条例」に基づき、関係機関と連携して子どもを有害環境から保護する取組を進めるとともに、立入調査を実施した。 （子どもの利用の多い店舗のうち青少年健全育成協力店の割合：99.5%（令和３年３月末現在））	大人	子ども・福祉部 少子化対策課

取組名	取組概要	対象	担当課
子どもの自然体験機会創出事業	自然体験事業者による新しい生活様式に即した子ども向け教育・体験プログラムの造成を支援しました。（34事業者）	農山漁村地域の大人	農林水産部 農山漁村づくり課
子ども農山漁村ふるさと体験推進事業	農山漁村でのふるさと体験活動を通じて、小学生～大学生に学ぶ意欲や自立心を育み、その力強い成長を支えるため、受け入れ地域の体制整備や体験指導者の育成を行った。 （受入地域16地区）	農山漁村地域の大人	農林水産部 農山漁村づくり課
防犯ボランティア団体等との連携による子ども見守り活動等の推進	「防犯ボランティア団体物品支援事業」により、防犯ボランティア団体に対して防犯活動用物品の配布等の支援を行った。また、政府において策定された「登下校防犯プラン」に基づき、事業所等が通学路等において、平素の活動を通じて子どもの見守りを行う「ながら見守り」の実施を働き掛けたほか、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の拡大など、子どもの安全を確保する活動の活性化を図った。 （令和２年度、防犯ボランティア団体物品支援事業対象団体数：８団体、子ども安全・安心の店認定数：1,003事業所）	防犯ボランティア団体のほか、ボランティア活動に従事する事業所等	警察本部 生活安全企画課
働きやすい職場づくり事業	誰もが働きやすい職場づくりを目的に、残業時間の削減や休暇の取得促進、育児や介護をしながら働き続けられる職場づくりなどに積極的に取り組む企業等を登録するとともに、特に優れた実績を有する企業等を表彰し、併せて優れた取組事例を広く紹介した。 （R２年度登録数：57社　表彰：4社、表彰式：令和３年３月４日）	企業等	雇用経済部 雇用対策課
働き方改革取組拡散事業	働き方を見直し、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、セミナーの開催や優良事例の紹介などによる普及・啓発を行った。 【セミナー等の開催】 〇働き方改革セミナー 　令和２年10月６日（オンライン開催）71名参加 〇働き方改革取組中間成果共有会 　令和２年12月15日（オンライン開催）９社参加 〇取組成果共有会及びセミナー 　令和３年２月18日（オンライン及び会場開催）64名参加 　※働き方改革アドバイザー派遣企業の取組とセミナーの内容を 　　三重県のホームページ「インターネット放送局」で配信	企業等	雇用経済部 雇用対策課
交通安全指導者講習会	小学校、中学校、高等学校の教員を対象に、児童・生徒に対する自転車の乗り方等の交通安全指導を行う指導者講習会を実施した。 （開催日：令和２年10月6日、10月13日　参加者数：29人）	大人（教員）	環境生活部 くらし・交通安全課